

財団法人日本タイ協會々報

第三十四號

昭和十八年六月

○ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3

昭和十八年六月

財團法人

日本タイ協會々報

第三十四號

財團法人

日本タイ協會

財團 日本タイ協会編 最新刊

規格B列6 號三〇〇頁
美麗口繪・寫眞十七頁
定價貳圓五拾錢(送二十錢)

タイ國通史

— 内容目次 —

タイ國は昨年十二月の日タイ攻守同盟に續いて本年一月五日に至り、遂に米英に對し干戈を執つて起つたが、去る四月下旬、ブライヤー・パホン中將を首班とする同盟慶祝使節及びそれに先行せるワニット無任所相等の經濟委員と、わが關係者間にすゝめられた具體的交渉により經濟諒解成立し、こゝに日タイ兩國は今や軍事的經濟的に完全なる協力態勢成り、と共に米英撃滅大東亞共榮圈建設の大業に邁進しつゝあるのである。

かくてわれらはこの友邦タイ國の完全なる認識理解の要、今日程急なるはない。而して一國の認識理解はその國の歴史に従ることが捷徑であり、最良の方法であることは論を俟たない。本書はその要求に應へるべく東邦に於ける唯一の書である。

タイ國近代史——プラチャーイボック王の功業——人民黨と立憲革命——急進派の凋落——十月兵亂の經緯——國王の退位——武斷、文治兩派の抗争——タイ國最初の議會解散——ビーピー・内閣の確立——新興タイ國の動向——最近の日タイ歴史年表

財團 日本タイ協会々報第三十四號 目次

（目録略）

一、タイ國サワット衛生局長等招待會・同上席上に於ける矢田部本協會理事長の挨拶

二、タイ國大使館邸移轉披露會に於ける島田海相とディレック大使・同上に於けるディレック大使夫人・矢田部本會理事長・各夫人

タイ國金融界の近情

強力統制下のタイ國國民經濟

タイ國電氣事業の近況

〔新聞論調〕

今日のタイ國

タイ民族の造形文化（カルル・デーリング著）

短篇タイ文學追伸（タイ國マーライ・チューピニト著）

タイ國に於ける演劇取締法令

日本新聞記者から見たビブン首相とバホン大將

〔泰國事情・資料〕

番一四六七六京東替銀電話
番五一二五座銀電話
町幸内區町麺市京東館別國富四ノ二日丁二

製紙業官營法要項	農民住宅建築計畫
鋪業權停止處分	新聞日設定
集團結婚者蜜月旅行	文化委員會決議事項
女子文化部正式設置	料理改善運動
最近經濟市況	首相厚生省へ祝辭
稻米最高價格決定	爲替管理施行手續修正
出生率・死亡率を超過	囚人の協作地開墾
寺院建立取締規則	女子文化審議協會役員
貯蓄銀行營業情況	國防省記念祭情況
紙統制官任命	犯罪刑罰加重布告
灌溉特別豫算	軍人刑法改正法
新規貯蓄債券發行	新設社會登錄
月賦制住宅建築	國產品獎勵施策
國產麻袋製造	暴利・賣惜等の取締令
商業帳簿整備令	遣日學生決定
新領域内の教育施設	鐵線・鍍金鐵線統制
區長の再教育	蔬菜貿易統計(佛曆二四八年)
革命記念日大赦	

タイ國關係雑誌記事	本協會調査部編
〔雜報〕	大

在泰國帝國大使館の擴充

ワ殿下御曹子學習院進學

八〇

泰の文學者大會參加	タイ農村共同組合數激増
三井タイ室財團法人に	泰國クロアチアを承認
共榮園資源目錄集錄	プラタボンに帝國領事館
泰國大使歸任挨拶午餐會	泰國大使館邸移轉
泰印佛印國境大道路開通	泰國・通貨國外持出嚴禁
シヤン地方泰軍奮闘	泰水害救恤物資引渡完了
泰佛印親善氣運醸成	泰國第一回戰時公債發行
泰國駐日商務官任命	財團法人日泰學院開校
伊勢崎銘仙南方に新發展	泰佛僧協議會々長逝去
青木大東亞相・泰首相會見	日本文學を南方に紹介
泰國無任所大臣就任	泰滿ラジオ交換放送
青木大東亞大臣南方視察	正金銀行機構擴大
共催後援二件	守屋前駐泰武官職病死
役員の異動	六
〔協會記事〕	八
水野南方事務局長講演會	八
泰國要人記者招待會	八
理事會並に評議會開催	八
共催後援二件	八
役員の異動	八
〔編輯後記〕	九



イタ 國サ ワッカ 生局長 一行 招待會



同上 土日 に於ける矢田君の本部協議會長事務

法人團體日本協イタ會

報 會

月 六 號四十三第

本協會の目的及事業

會則第二章第三條抜抄

本協會ハ日泰兩國ノ親交増進文化ノ交流發達並ニ經濟關係ノ助長ヲ圖ルヲ以テ目的トシ泰國ニ於ケル同種ノ團體ト連絡ヲ保チ左ノ事業ヲ行フ
一、泰國事情ノ調査研究及紹介並ニ日本文化ノ紹介
二、日泰兩國間ニ於ケル經濟關係ニ關スル研究及斡旋
三、日泰兩國間ニ於ケル觀察、觀光並ニ留學ノ勸誘及斡旋
四、學生會館ノ經營
五、其ノ他本協會ノ目的達成上ニ於テ必要ト認メタル事項



使大クッソイデと相海田島るけ於に會露披轉移邸官使大國イタ



人夫各・長事理會本部山矢・人夫使大クッソイデるけ於に上同



タイ國金融界の近情

鹽

谷

醇

沿革 金融界の概観

タイ國において銀行が開設せられたのは西暦一八八八年における香上銀行の支店開業をもつて嚆矢とする。同行は

當時における東洋貿易の發展に乗つて業績甚だ好調を示したので、一八九三年喰打銀行、一八九七年印度支那銀行と續いて其の支店開設を見た。前記三行は當時銀行券發行の特權を獲得して居たが、その業務は貿易金融を主とし、顧客は殆んど總て外人商社であつた。仍つて政府は一九〇四年タイ國系銀行としてタイ商業銀行の設立を認可し、之に政府の金庫事務を取扱はしめた。續いて多數の支那系銀行の設立を見、銀行界は一時殷賑を呈したが、これら支那系銀行の經營極めて不健實であつたため、一九一〇年の不況ならびに戰後の反動期において續々破産し、タイ商業銀行亦之が餘波を受けて一時危殆に瀕したが、この事がタイ國民の銀行不信、貯蓄心萎微の一つの動機となつて居ることは看過出來ない。其後有利銀行支店および二つのタイ國系銀行の設立を見、又一九一三年には貯蓄銀行法に基いて政府貯蓄銀行が開設され、更に一九三六年タイ國立銀行局の開設を見、今日に至つて居る。

本邦系銀行としては一九一九年臺灣銀行の支店がバーンコークに開設せられたが、業績上らず一九二四年之を閉鎖し、印度支那銀行に殘務を引継ぎ之を代理店とした。近年に至り日タイ間貿易の進展を見るや、横濱正金銀行は一九三六年バーンコークに出張所を開設し、其後之を支店に昇格して今日に至つて居る。

現状

現在タイ國に存在する普通銀行は左の八行である。

タイ國系銀行

タイ商業銀行 (Thai Commercial Bank)

設立 一九〇七年

チエンマイ

三、三〇〇、〇〇〇ペツ（拂込済）

支本店立
本資本金
都銀行
設立
一九三九年
バーンコード
ハチャイ
一、〇〇〇,〇〇〇バーツ (半額拂込済)
(National and City Bank of Thailand)
一九四一年
バーンコード
一、〇〇〇,〇〇〇バーツ (四分之一拂込済)

支那銀行
廣東銀行

資本金 八、〇五三、〇〇〇香港弗（拂込済）
四海通銀行
設立 一九〇六年
支店開設 一九〇八年
本店
バンコク
シンガポール

横濱正金銀行
支店開設
一九三六年

日廣支那銀行
本支設立
一八九三年
店開設
一八七七年

110,000法

支店開設本金店行ク銀行コ銀國ン系行ク本資バ

設立 一九四二年八月
本店 バーンコーカ
資本金 一、〇〇〇、〇〇〇バーツ

右の八行の内、バーンコーカ愛國銀行は設立後日が淺く本格的營業開始に至つて居ない。同行は元々イラク人が綿布思惑によつて得たる利得をもつて設立したものであつて、眞面目に銀行業務を行ふ肚か否か疑問である。又支那系銀行は大東亞戰爭勃發と共に店舗を差押へられ、タイ國政府の手で検査を行ひたる上、昨年六月營業再開を許されたもので、其の活動は未だ活潑でない。然し乍ら爾餘の銀行は大東亞戰爭後相當な業績を示して居る。今、大藏省發表の銀行統計により、昨年上半期中における諸勘定の推移を見るに左の如くである。

負債ノ部	一九四一年	一九四二年	一九四二年	
			十二月末現在	六月末現在
要求拂内國債務	六六、九八七	七九、五八五	(+)	一二、五九八
期限付内國債務	九、〇六七	二五、一六一	(+)	一六、〇九四
要求拂外國債務	一、〇三五	八四四	(-)	一九一
期限付外國債務	七	一〇〇	(+)	九三
資産ノ部				
金銀地金				
外國紙幣及鑄貨	三〇五	一		
外國紙幣及鑄貨	二四	一		
外國紙幣及鑄貨	(一)	二八一		
貸付				
在外資產	一、二九四	一、二四六	(+)	一、五三四
ロンドン	六〇六	七二四	(+)	一一
同銀貨及各種鑄貨	一、〇一四	一、一二九	(+)	九、八六六
他銀行預ヶ金	一四、八三五	二四、七〇一	(+)	
在タイ國政府紙幣	五、二三七	六、七六一	(+)	
同銀貨及各種鑄貨	一一	二三一	(+)	
他銀行預ヶ金	一四、八三五	(+)		
在外資產	一、二九四	一、二四六	(+)	
ロンドン	六〇六	七二四	(+)	
不動産擔保	三、五〇五	三、七八八	(+)	二二七
其他	三三、七六二	三〇、四四七	(+)	三、三一五
受取手形	二、三三一	一、五〇三	(+)	八二八
タイ國有價證券	七、三八一	一五、一一九	(+)	
公債又ハ政府保證券	一、九一六	二、〇一六	(+)	七、七三八
其 他	一五八	一〇〇	(+)	
所有不動產	三〇五	一四二	(+)	
營業用土地建物	三〇三	一六	(+)	
	七	二		

右表負債の部において内國債務と稱せられるものは、銀行の預金と借入金とを包含し、又外國債務は外國における外貨借入金を示して居る。而して内國債務の内、預金と借入金の組み合せ方を見るに、昭和十六年十二月末日現在に於ける要求拂内國債務および昭和十七年六月末現在における要求拂及期限付債務の内にはタイ國立銀行局およびタイ國銀行團よりの對日クレヂットの使用残高等特殊の金額が包含せられて居る。故にタイ國における預金の増勢を見る爲には前記特殊分の金額を控除しなければならぬのであるが、概観的に見て、期限付内國債務の上半期中增加分は右特殊分金額によるものであり、要求拂内國債務の上半期中增加高が市中預金の増加を示して居るものと見ることが出来る。右預金増加一千二百萬バーツは同期間における通貨發行高の増加大凡三千萬バーツに對比し、大體好成績の如く見えるけれども、右増加額の内、相當部分は日本側の軍預金の増加に基くものであつて、タイ國銀行界の現状は決して樂觀し得べき状態はないのである。昭和十七年六月末日現在における内國債務總計額一億バーツ餘の内預金は六千萬乃至七千萬バーツを占むるに過ぎない。

他方資産の部においては現金、預ケ金、在外資產其他の分、並に公債の増加が顯著であり、貸付は却つて減少を見て居る。右の内、在外資產其他の分の増加(之は圓貨を意味して居る)は前記特殊分の金額の増加分に對應するものであり(註)、現金、預ケ金および公債の増加は預金增加分の運用振りを示すものである。現金および預ケ金の内外國債務總計額に對する比率が昭和十六年十二月末現在において二六%に上り、昭和十七年六月末日現在において更に二九%に迄増加して居ることは、貸付の減少と相俟つて此の國における投資難を示して居るものである。即ちタイ國銀行の主たる業務たる對外貿易金融は對日クレヂットを通ずる對日貿易に壊滅せられ、タイ國系銀行の之に均霑する餘地は極めて少く、且つ他方において此の國の通貨が既に或る程度過剰の状態に在ることを示して居る。又公債保有高が

半期中大凡八千萬バーツの増加を示したことは空前のことであり、之はタイ大藏省の金融統制が或る程度實施せられて居ることの現はれである。

(註) 例へば正金銀行は輪出商より圓手形を買入れ、之の代金をクレヂットより支拂ふ。從つて貿易に關する限り、クレヂットの使用高が増加すれば之に應じて圓資產が増加する。

次に昭和十六年十一月以降各月中における市中銀行の小切手受入高並に外國爲替取引高を示せば左表の如く、各月中における金融の繁閑を示して居る。

	小切手に對する 現金支拂高	外國爲替取引高
昭和十六年十一月中	三二、六一四(千銖)	二八、五〇九(千銖)
同 十二月中	二〇、三六五	一六、八六三
昭和十七年 一月中	二八、二〇一	六、八五一
同 二月中	一七、六五五	九、二一一
同 三月中	四九、六五九	二四、三六三
同 四月中	四二、二七一	五九、二五七
同 五月中	二三、七〇四	九、〇五九
同 六月中	三一、八三五	七八、〇五四

右表の如く、小切手受入高は三月中最高額を示し、殆んど戰前の水準に恢復して居る。之れは同月中公定價格制が初めて實施され、之を繞る思惑取引が盛行せられたことを示して居る。尙本統計以後の七、八月中においては更に小

切手受入高が増加して居るものと推せらる。また、外國爲替取引高は四月および六月中において相當額に上つて居る。四月中の増加は圓バーツ等價實施に伴ふ爲替思惑に基くものであり、六月中における増加はタイ國の爲替管理實施（七月四日）を控へての現象である。

タイ國中央銀行

タイ國において中央銀行の設立が實際問題として論議せられたのは一九三三年におけるプラヂットの提案をもつて最初とする。既に長らくの間、磅に依存し切つてゐたタイ國通貨は、一九三一年後半における磅の動搖に際し一時磅よりの離脱を餘儀なくせられると同時に、茲に初めてタイ國通貨の自主性を考慮せざるを得ぬ氣運に逢着したのであるが、恰も革命政府の成立を機に炯眼なるプラヂットは當時タイ國が保有して居た金（約四千萬バーツ）を準備として一氣に中央銀行を設立せんと策したのである。然るにイギリスは之に對し凡ゆる手段をもつて妨害を加へ、遂に政府を籠絡して前記の金を磅證券に替へしむことに成功し、以て中央銀行の設立を有耶無耶に葬り去つた。蓋しタイ國が自主的通貨機構を持つときは、當時香上銀行を通じて事實上支配し來つた此の國の金融市場の支配權を奪還せらることとなり、イギリス帝國主義の重要な一環たる金融的擡取の素地を脅かさる結果となるからである。

其後プラヂットはビブーン政府の大藏大臣となつてからも、引續き中央銀行の設立に努力を傾けて來たが、遺がのイギリスも歐洲における政局の變化に伴ひ遂にタイ國の希望の一部を容れざるを得ざるに至り、一九三九年十月タイ國立銀行局の設立に關する法律および翌四〇年三月前記法律の施行に關する大藏省令が發布され、同年四月一日より同局業務の開始を見るに至つた。

タイ國立銀行局（Thai National Banking Bureau）はタイ大藏省の外局として資本金一千萬バーツをもつて同省内に設置され、大藏省官吏をもつて局長とし、直接大藏大臣の監督を受ける。その設立の目的は前記法律に記載せられて居る如く中央銀行としての機能を有し、且つ貨幣制度の安定を確保し、國家の通貨信用制度を維持するため通貨の發行および準備の保全を計るべき中央銀行設立の準備をなすものであつて、謂はば將來設立せらるべき中央銀行の母胎乃至は其の過渡的實驗と見らるべきものであつた。その業務は

1. 國家、公共團體、銀行其他の信用機關に對する銀行業務即ち預金の受入および貸付業務
 2. 國家および公共團體の發行する公債の發行および管理に關する業務
 3. 其他大藏大臣の認可を受けたる業務
 4. 設立後二年間ににおける業務の實績を見るに、
1. 銀行統制法（一九三七年九月制定、我國の銀行法に相當すべきもの）の規定する市中銀行の對政府強制預金（資金四十萬バーツ以上の銀行は十萬バーツ）の保管
 2. 市中銀行の短期預ケ金の受入
 3. 政府餘裕金の預ケ入、對政府一時貸上および政府のための銀行業務（例へば政府の爲替送金、政府の對外融資の取扱、政府のための外貨および金の受入又は處分等）
 4. 國債發行に關する業務
- 等に局限せられ、中央銀行としての一般的機能は依然として香上銀行の掌握する處であつた。

以上が大東亞戰爭勃發迄の推移であつたが、戰爭勃發により香上銀行の閉鎖を見るや、茲にイギリス多年の束縛を

脱し、タイ國從來の希望を實現すべき機會を迎へたのである。我國は右の希望を率直に容認し、早くも昨年二月タイ國中央銀行設立に關し若干の示唆を與へ、且つタイ國通貨保全のための一億圓借款の供與等中央銀行設立に有形無形の援助を與へたため、新中央銀行法案は同年四月九日議會に提出され、同月十六日無修正にて同法の成立を見たのである。爾來關係勅令の制定、定款其他の規定の作成に當つて居たが、恰も日タイ間の各種經濟交渉が輻輳し、當面の繁務に追はれて、中央銀行の實際の設立は延び延びとなつて居た處、愈々十二月十日に至り因縁深き舊香上銀行支店において其の業務の開始を見るに至つたのである。

新中央銀行はタイ國銀行（Bank of Thailand）と稱し、差當り資本金二千萬バーツ（全額政府出資、將來一億バーツ迄増資し得）の株式會社とし、勅令の定むる廣汎なる中央銀行業務を營むものであり、其の役員は總裁、副總裁、および理事三名より成り之をもつて委員會を構成する。總裁は前大藏次官、國立銀行局長モムチャオ・キバット之に當り、副總裁には前大藏省國庫局長バホンが就任、理事は官吏および實業界より有能の士を迎へたのであるが、總裁キバットはタイ國隨一の金融専門家であり、從前通り大藏省顧問を兼ね、其の手腕、人望により新中央銀行を獨裁するものと見られる。役員の下には發券部と銀行部に大別せられ、銀行部は更に各課に分たれる。この發券部と銀行部の大別は宛も英蘭銀行制度の模倣の如く見られるが、之は從前大藏省國庫局貨幣課が發券事務に當り、國立銀行局が銀行業務に當つて居たのを、今回新中央銀行に吸收合一せしめたための便宜に基くものである。

新銀行は市中銀行に對し強力なる監督權を有し、金融統制上萬全を期して居るが、其の運用および成果については今暫らく推移を見なければならない。

政 府 貯 蓄 銀 行

政府貯蓄銀行は一九一三年四月一日公布の單獨法に基いて設立せられ、始め大藏省之が經營に當つて居たが、一九三〇年に至り之を交通省郵政局に移管した。貯金の預入は一バーツ以上無制限とし、當座預金に對しては三千バーツ迄年二分、三千バーツ以上年一分、定期預金（六ヶ月）に對しては五百バーツまで年三分、五千バーツ以上年二分の利息を支拂ふ一方、貸出は最高一割二分の比較的高率であるため、之を利用する向は至つて少ない。

最近の資料によつて知り得る計數は左記の通りであるが、大東亞戰爭勃發以後バンコク市郵便局について調査したる處によれば、一九四二年六月迄の貯金の趨勢は一進一退であつて、大して増加を示して居ない。預金者の大部分たる大衆の生活費増嵩の爲であると推せられる。

一九四〇年三月末

同年十二月末

(1) 政府貯蓄銀行預金残高	一五、五五九	(千バーツ)	一六、三二九	(千バーツ)
預 金 者 數	一三九	(千人)	一四三	(千人)
(2) 預 金 運 用 狀 況	○・一〇七		○・一一三	
タ イ 國 內 保 有 高	一二、四六四		一三、八七〇	
現 金 又 は 預 ケ 金	七、九二四		六、五〇九	
投 資	四、五三九		七、三六〇	

英 貨 保 有 高

三、〇九五

一四

現 金 又 は 預 ケ 金

九三六

二、四五八

投 資

二八八

計

二、一七〇

尙ほ預金者の職業別分布状況を見れば左表の如く學生および官吏が大部分であり、一般大衆の自發的貯蓄機關としては未だ充分に利用されて居ないことが解る。

預 金 者 職 業

一九三九年

六四、一九一人

一九四〇年

六五、〇七〇人

一九四一年

四六、一六八

一九四二年

一四、五九九

一九四三年

一〇、九一三

一九四四年

三、七〇六

一九四五年

二、八二八

一九四六年

一四三、二八四

一九四七年

一〇・九%

全 人 口 に 對 し

一九四〇年

學 生

一九四一年

官 吏

一九四二年

商 人

一九四三年

勞 動 者

一九四四年

農 民

一九四五年

果 樹 栽 培 人

一九四六年

計

一九四七年

一三九、三七六

一九四八年

物價騰貴の経路

りである。

M.K.ボブリソフ
八時×三〇碼二二

バス・タラル
×五八時八〇〇九時

卸 値

(△)

反 小賣 値

(△)

反 小賣 値

(△)

枚 値

(△)

枚 値

(△)

小賣 値

(△)

小賣 値

(△)

經濟窮迫—物資缺乏—物價騰貴、この因果關係は、何國を問はず、戰爭する國家にとつては免れ得ない宿命である。我國とは同甘共苦、一國の總力をあげて大東亜戦争に突入したタイ國としても、同様この天則の制約から離脱できないのも、亦已むを得ざる現象といへよう。

事實タイ國內の物價指數は、昨年一月同國の參戰を境として急速なる上昇を示した。その上昇率は各品種に随つてその間おづから差違はあるが、各物價を通じ、一月を基點として、同年七月まで蔓上りに上昇した。試みにタイ國重要輸入品の一たる織維製品の一部について、盤谷日報がその高低状況を表示した所によると、左の通

強力統制下のタイ國國民經濟

本 協 會 調 查 部

これによると、参戦直前の一昨年十二月と参戦後最高の物價騰貴率を示した昨年七月との比較において、M.K.ボブリン二八時×三〇碼が卸値十二倍、小賣値七倍、ベス・タオル二九時×五八時八〇〇匁が卸値八倍、小賣値三倍半といふ暴騰振りである。

八月以降卸値において下落傾向を、小賣値において保合状況を呈し、さしもの騰勢も一應抑制された。これは後説するごとく、タイ國政府の應急措置宜しきを得たゝめと對日貿易關係等に因るものであつた。

其後は大體正調を持し、本年に入つたが、本年に入つてから二月頃から再び騰勢を示し、延いてこの傾向は換物運動を誘發し、金に對する狂熱的需要から、三月早々俄然バーツ貨の暴騰を見るに至つた。バーツ貨は元來本年初頭においては、十五グラムの重量一バーツ當り百五バーツ乃至百十バーツを上下してゐたものであつたがそれが三月五日至り遽然として二百バーツといふ一、二月頃の二倍の氣狂相場に奔騰し、市況は混亂した。しかしこれは純經濟的事情に基く暴騰ではなく、政府の應急

施策効を奏して、金相場漸く落着き、三月二十七日には百四十バーツに低落し、市況は平靜を取返した。

以上がタイ國が参戦後今日に至るまでの物價高低狀況の概要である。物價騰貴の原因はいふまでもなく、戰爭に因る物資交流の不圓滑にあるが、それはタイ國經濟が英國及びその屬領に餘りに依存し過ぎてゐたがためで、各種物資、特に食糧品、綿布類等においてそれらの輸入が開戦と共に杜絶したからであつた。それと同時に英國に代つて我國より補給すべき綿布類のタイ向輸出割當が當初未決定の爲め一時輸入が停頓した等の事情もあつた

暴利取締令の發動

開戦後の物價騰貴に對しては、タイ國政府としては勿論あらゆる對策を講じてゐる。昨夏月俸八十バーツ以下の官吏に對して現物給與による増俸を敢行したごとき消極方面における一例である。

積極的にまた實際に物價騰貴の抑制に乗り出したのは、昨年一月末、食糧品、織維製品、金屬製品、雜貨等並に「食糧品、日用品及其他の物品取締に關する勅令」を公布し、拔本塞源的の物價抑制策を斷行した。

右の内「緊急時政府權限附與法」は昭和十六年末第一編、昭和十七年四月末第二編の公布を見たもので、今回第三編に於て經濟擾亂者に對する罰則規定を飛躍的に強化し、嚴罰を以て臨むことになつた。この法律の重點は、第一編においては第三條と第四條であり、それが第二編において第三條の一部を、今回の第三編において第四條を改正したものである。第一編第三條及第四條の條文は左の通りである。

第三條 左記ノ場合ニ於テ緊急時ニ對處センカ爲勅令ヲ發布シ法律トシテ施行シ得ルノ權限ヲ政府ニ附與ス

一、國家協力ノ利益ノ爲ノ行爲又ハ其レヲ行ハサル行為

爲

二、騷擾防止及鎮壓

三、外國トノ友好關係保持

四、タイ國カ必要イムヲ得サル場合ノ戰争遂行ニ利益

トナルヘキ行爲

なる熱意を示す一方、ビブン首相の如き、自ら範を國民に垂れるため、ソンクラーム・パニット（戰ひの店）と稱する小賣商店を開いて、燃料、食糧品等を市價より低廉に販賣するなど唯ならざる努力であった。それにも拘らず消々たる物價の騰勢は依然歇まず、斯くては戰遂行上將來重大なる支障を生ずる虞があるので、タイ國政府も茲に強力なる國家權力の發動を決意し、議會の協賛を得て、七月三十日「緊急時政府權限附與法第三編」

五、國家ノ必要ニ充分ナルヘキ物資ヲ得ンカ爲ノ行爲

六、交通、通信ニ關スル危險防止

七、公衆ノ秩序道德及公安維持

第四條 本法ニ定メラレタル權限ニ依リ發布セラレタル

勅令ニ違反シタル者ハ一萬銖ヲ超エサル罰金又ハ五年

以下ノ懲役又ハ兩刑ヲ併科ス

右の第三條中第五項の物資に關する規定が第二編の第

三條において左の如く改正され、條文中の「物資」を更

に具體的に局限した。

第三條 佛曆二四八年緊急時政府權限附與法第三條第

五ヲ廢止シ左記ヲ以テ之ニ代フ

「五、日用雜貨糧品其他物資ヲシテ國家ノ必要ニ充

分ナラシムヘキ行爲」

最後に今回第三編における第四條の改正條文は左の

通りである。

第四條 本法ニ基キ發布セラレタル勅令ニ違反シタル者

ハ死刑又ハ修身懲役又ハ二十五年ノ懲役若クハ二萬銖

ノ罰金ニ處ス、又勅令ニ規定ナキ事項ハ本法ニ依リ二

萬銖ノ罰金又ハ二十五年ノ懲役若クハ兩刑ヲ併科ス本
罰關係物品ハ之ヲ沒收ス

即ちこれは本法違反者に對して、死刑、終身懲役等の

極刑を以て臨むことになつたもので、本法改正は前記食

糧品、日用品及其他の物品取締に關する勅令即ち暴利取

締令公宣布の前提として發せられたものである點に鑑み、

如何にその取締が峻烈なるか想像される。而してこの

暴利取締の勅令は全文二十ヶ條から成り、生活必需品十

七品目に對し、暴利、賣惜しみ行爲を嚴禁した。

これらの法令が實施されたのは八月四日であつた。實

施された結果は前記のことく諸物價小賣值の騰勢は抑止

され、小賣值は二、三割方低落するに至つた。尤も綿製

品のごとき豫ねて未決定であつた我國の泰向割當が七月

末決定し、割當量が豫期されたよりも多量であつた事情

もあり、一般商品も先の不合理な公定價格が是正されて

實情に即して改められ、爲めに退藏物資が漸次出廻るや

うになつたのも一面の原因である。

更に特殊品、特殊地域の暴利取締措置としては、本年

四月一日新軍令を以て、戒嚴令施行區域において醫療、

藥品などの重要物資の買占、暴利取得、物品毀損等の行

爲を嚴禁し、違反者を銃殺に處する旨布告した。これは

軍事上、防空上の要求に基くことは勿論である。

公定最高價格の決定に對しては、政府は先の失敗に鑑

みて慎重なる態度を執り、毎月これを發表して、嚴守を

命じてゐる。試みに本年三月十五日發表された綿布の最

高價格を示せば、次の通りである。(一メートル當り、單

位銖)

未 晒 綿 布

一・五五

人 魚 細 布

一・六〇

金巾(ホワイト・クロス)

一・六二

コ ン バ ス 印

一・八七

飛 龍 印

二・六五

ド リ リ

二・三三

統制と消費規正

物價抑制策と併行して、諸物資に對し強力なる統制が行はれた。その根本方針として國內自給自足の鐵則が定められ、その具體方法として原料並に製品の輸出禁止が發令された。

統制物資は砂糖、石鹼、衣服類、綿、糸、燐寸、藥品釘等多數に上り、昨年八月暴利取締令の實施と呼應してこれら諸物資のストック量を十五日間の期限を附して申告せられた。本年に入つては四月一日より新會計法を設定して、法人商社、個人商店に年一回會計簿の提出により資產状態を政府に報告する義務を課した。

これらは一般に對する原則的統制であるが、これと同時に各種產業に對して個々に強力なる統制が行はれた。統制は時を追うて強化され、本年に入つては、製紙統制法が二月に公布された。綿布市場の統制は當局の最も意を用ふる所で、取引の最も多い未晒綿布、金巾、ドリルに對し本年前記最高公定價格を設定すると同時に、これ

店や官廳の賣店で賣らせるなど、その運動は眞剣である

積 極 増 産 施 策

らの幅八十五釐以上百六釐以下、長さ百米以上の品はすべて在荷量を政府に申告せしめ、左の規定のもとに賣買許可制を施行した。

一、(前略)右三種類の綿布販賣をなす者は四月一日より十五日までに在住縣當局に届出で販賣許可證を受くること

一、前項の綿布を購入せんとする者は現在燐寸、砂糖、燈火用石油購買に充てられたる割當切符を當該縣當局に提出しその許可を受くること

以上の如き物資移動に關する統制強化の一面、一般國民に對する消費規正においても種々の手段方法が講じられてゐる。即ち前記の賣買許可規定を見る通り、必需日用品たる燐寸、砂糖、燈火用石油及びガソリン等に對して既に切符割當制が實施され、また煙草の空箱交換販賣制なども採用されてゐる。また米の國であるタイが共榮圈食糧供給の大乘的見地から、自らの消費を規正して、節米に銳意し、ビブン首相の如き代用食クエオ(粉末を原料とした支那麵の一種)を獎勵して、自營の戰ひの

しかし從來タイ國の工業は華僑、外國資本の投資に依つもの多く、民族資本の蓄積が少いので、政府は自ら國防、大藏、商務、產業各省の經營若しくは管理のもとに製糖、製紙、油、紡績、煙草、燐寸、石鹼、金屬等の新工場を續々創設してこれらの生産に努力してゐる。

また農作方面では大豆、棉花、煙草、蔬菜の栽培に對しても政府は必死の努力を拂つて居り、その結果蔬菜の如き、戰前數百萬バーツの輸入額に達したものが、現在ではこの巨額の輸入を償つて猶ほ餘りあるといふ好況である。大豆の如きも本年二月十日タイ國農務省の發表によれば、佛曆二四八三年度(昭和十五年度)の收穫高十二萬四千六百ピクルで、實に前年度の二十一倍に達する大增收であつた。

タイ國電氣事業の近況

本 協 會 調 查 部

タイ國の電氣事業といつても、殆んどタイ電氣會社(Tai Electric Corporation)の獨占事業と言つてよい。この會社の事業の補足的官營發電所があるが、投資額からいつても發電量からいつても、遙かに前者に劣る。タイ電氣會社は最初投資額二千二百五十六萬三千二百銖で

あつたが、後減資して千百二十八萬一千六百銖になつた

これに對し官營發電所の總投資額約二百萬銖である。

本年三月十九日タイ電氣會社の第十七回通常總會がバンコーケークのワット・リエブの同社内において開かれた

イ中將の事業報告があり、其他一、二の案件が附議されたが、その事業報告の内容等は、過去一ヶ年即ちタイ國が参戦して以來の電氣事業の推移を語り、且つ會社將來に對する經營方針の一斑を明らかにしたものである。よつて右のプロムヨーティ會長の報告を中心にして、總會の狀況を左に傳へることとする。

「諸君、私は先づ本年度における社業の経過を諸君に御報告申上げるに當り、甚だ遺憾に存ずるのは、昨年一月二十四日、戰爭の影響として、我社は或種の被害と損失を受けたといふことである。しかし我社の決算報告書が示す通り、昨年度設定の非常豫備金はこれらの損害を補填すべき不時支出額を賄つて餘りあるものであつた。損害を受けた翌日即ち一九四二年一月二十五日、我がタイ國が参戦すると共に、佛曆一四五七年（西曆一九一四年）制定の戒嚴令の發動によつて、社業は國家管理に移された。

「昨年初頭の三、四ヶ月間、四月十日まで長期

運輸収益の增收に基くもので、殊にそれが運轉費の奔騰にも拘らず乗車貨の値上をしないで、これだけの成績を挙げ得た點が何より喜ばしい。在荷品や賣店の賣上高の増加も同年における好成績の一因を成してゐる。しかしその一面において電流供給による収益が激減し、同時に燃料の暴騰によつてこの方面的社業は大不況を示した。昨年十二月一日から燈火用並に動力用の電氣料金が大幅に引下げられた。即ち從價賃銀法によつて大量消費を割安にするために、一單位につき二十二士丹から二十一士丹の引下げとなつたのである。

「昨年十一月二十四日と十二月九日の兩度における臨時株主總會の承認を得て、十二月十二日政府との間に、本社移譲に關する協定に調印した。協定の内容は次のとぎものである。

一、政府は、會社の特許期限満了を俟つて、その全資產一千百二十八萬一千六百銖の價格を以て買上げることを保證する。但しこの買上價格は一株五十圓に相當する本社資本金と等價である。

間にわたる停電の影響で、電力賣上、運輸収益に尠からぬ損失を蒙つた。しかし運輸収益の方では、大量且つ急速に損失を取り返したので、一九二七年、一九二八年、一九二九年、一九三〇年の各年度を除けば、本年度は、一八八九年バーンコーケに初めて電氣鐵道が敷設されて以來、電鐵史上最大なる収益を擧げた。若し昨年十月、十一月にわたる彼の不慮の水害がなかつたならば、運輸収益はおそらく記録的數字に達したらうと思はれる。

「本年度は各發電所とも非常なる燃料不足に苦しんだに洪水中は粗穀、木炭の供給が杜絶したため、燃料不足は深刻であつた。茲において我社は専ら薪に依存したが、これとて貯藏量を大方使ひ減らして將に危機に至らんとした。この點に關し、政府が多大の援助を與へ薪材獲得に便ならしめたことは、私共として感謝措く能はざるものである。しかも前述のごとき難關に當面しながらも、本年度の總純益は、前年の百九十三萬四千三百九十八銖二十八士丹に對して二百萬五千四百三十五銖十八士丹と增收を示してゐる。この增收は主として

二、政府は、特許期限満了まで毎年一年に付九分の株主配當を保證する。

三、政府は、會社をして從前通りに營業を繼續せしめ且つ社員をして社規の定むる所に隨ひ現行の待遇等を以て引續いて服務せしめる。

右の政府保證に對する回答として、タイ電氣株式會社は次の如き保證を爲した。

一、本社は、特許期限満了を待つて、満了期日現在に於ける本社所屬の全資產を政府に譲渡する。右に言ふところの資產とは、例せば、土地、建物、機械、電車、電力供給用及び電車用附屬設備、諸投資、所有權、諸利權などを含むものである。現金については、會社は諸支拂の費用と會社によつて生じた諸債務、（株主への支拂資金を含む）を控除した後これを引渡す。

二、會社は、會社の利益金及資金の中から株主に配當金を支拂ふ。配當金は特許期限満了まで毎年年額九分だけ支拂ふことが許されてゐる。

三、會社は十五名より成る委員會を組織し、このうち九名は政府代表者を以て充てる。

「上述の配當金の率の問題については、配當額に相當する同額豫備金を設立し、これに五十五萬銖を振當てやうと思ふが、何卒御贊同を乞ふ。本年度においては、戦争によつて蒙るべき損害や臨時支出に宛てる爲め戰時非常豫備金六十萬銖を準備した。また一月二十四日の損害補填のためこの豫備金から十六萬四千二百六十三銖〇二士丹といふ額が支出された。それらの支出は、その際各種の豫備施設や賣店が潰滅して巨額の損害を招いたこと、且つ又防空施設や戦争に缺くべからざる防備施設の必要が起つたこと等によるものである。これらの差引四十萬五千七百三十六銖九十八士丹であつて、從前六十萬銖に達するやう新に十六萬四千二百六十三銖〇二士丹を積立することを提案したい。經費としては委員一同年度消耗見積價格として四十萬銖の積立を提議する。これは過去三年間に於けると同様である。

「本年度の事業成績は今回も甚だ満足すべきものであ

丹」の支拂並に支拂期日を一九四三年三月十九日に指定する件に就き賛成を求めた。採決に入る前、委員長は質問あらばと會場に促がしたが、一人の質問者もなかつたつゞいて委員報告並にその報告演説中に述べられた諸提案の採決に入り、滿場一致を以て可決された。最後にプロムヨーティ中將の前任者として昨年十二月九日まで委員長の椅子にあつたナイ・ビー・シー・ワニックン氏以下各委員に對して感謝の意を表して、總會を了つた。

右のプロムヨーティ委員長の報告は、タイ國電氣事業界の昨今の状勢を推すべき各種の材料を包含してゐるが、その中二、三の點について註釋を加へて置く必要がある。但し委員長が昨年一月二十四日「戰爭の影響による損害」とのみ發表したのに對しては、こゝでは詳しい註釋は避けた方が賢明かと思はれる。會社が一九四二年度に於て燃料問題に苦しめられたことが報告されてゐるが、これはタイ國の發電がカンチャップリの開發地點を除いては、殆んど水力發電地點を有して居らず、主として穀穀、木材、石炭、重油等による火力發電に依存し

つたので、前年同様會社は戰禍輕減の一助に、タイ赤十字社に對し二萬五千銖の獻金をしないと思ふ。更に本年好成績に鑑み、且つこの非常時局の期間中薄給の社員を潤ほすために、月俸二百銖以下の社員に對し半月分の特別賞與を提供すべく、これが總額三萬銖を計上したい。

「上述のごとく計上された豫算が可決されれば、昨年度の六十七萬六千二百二十一銖四十四士丹と同様、本年も六十六萬二千六百六十九銖五十士丹を次年度に繰越すことになるであらう。この巨額の繰越金は營業の經常的運行中に起り得べき突發事故に備へるに充分であらうといふのが委員一同の意見である。租稅、賃借料、特許料及び寄附金等政府並にバーンコーケ市に對し一九四二年度納附すべき金額總計は二十九萬七百九十五銖七十八士丹に達する」

かくてプロムヨーティ委員長は、改めて動議を提出して、委員報告と一九四二年度會計報告の承認を求める。最終期配當一株に付一銖五十士丹（一年配當額四銖五十士

てゐるのであるから、蓋しその奢窮は想像以上であつたであらう。かゝる困難を克服して、年度決算に優秀なる成績を上げ得たのは、一には強力なる政府の援助があつたとはいへ、會社の功績は充分これを認むべきである。

次に同社が特許期限満了と共に、政府に移譲され、官營となる點が指摘されてゐるが、その特許存續期間は七年後の佛曆二四九三年即ち我が昭和二十五年までである。

因みに同社は、西曆一八九〇年頃タイ國における最初の電氣事業として丁抹人によつて創設され、初め電力供給を主としてゐたものを、一九二七年シャム電車會社を合併して、現在の社名に變つたものであることを附記して置かう。

南方美術調査報告資料展観

東本願寺では昨年杉本哲郎畫伯を隊長とする南方美術調査隊を佛印タイに派遣しアンコール・ワット等の美術調査をせしめたが、同行は目的を果た過般歸朝したので六月七日午前十時より本山講堂で一部資料の展観をすると共に杉本隊長が報告講演をなして同隊の解散式を行はした。

新聞論調

今 日 の タ イ 國

バーンコーク・クロニクル紙三月二日附社説

今日タイ國を訪れる者は文物百般の異常なる進歩發展を見て驚歎するであらう。而もこれ等の進歩發展は、戰争の影響が假令諸外國に見る程では無いにしても、國民生活の全面に亘つて様々と感じられる此の戰時下に於て爲し遂げられつゝあるのである。

タイ國が他國と趣を異にする一つの特點は、タイ國が農業國であつて、飢餓や食糧不足に脅かされる心配の無いことである。農業の發達に力を注いで來た過去の政策は今やその美果を收め、タイ國は豊富なる食糧を確保し、一般國民の需要を榮々と満たしてゐる。吾人は諸外國例へば印度の如き住民の甚だしき困窮状態を傳聞するのであるが、これを思ふ時、一國が自國民によつて統治せられることの如何に幸福であるか、又反対に異民族によつて統治せられることの如何に不幸であるかを痛感せざるを得ない。

タイ國が農產に恵まれてゐる原因の一つは農民に對する政府の保護獎勵策にある。農は國の本であると云ふ言葉は陳腐ながら極めて眞實な言葉である。而して國家繁榮の第一要件は、國民の大部分を占める農民階級の滿足と安定にある。

事はこれ亦異論を須る處である。従つて農民の家庭生活及び營農上の諸問題に對して同情ある施措を必要とするのである。此の點につき猶不足を唱ふる批評家もあるが、タイ國の農民は現に公平なる取扱ひを受け、十分なる食事を得てゐると云ふのが實情である。

議會に提出される多數の議案は土地及び土地によつて生活する人々に關するものである。そして農務大臣は農地出身議員の提案に十分の注意を拂ひ、多數の専門家、統計學者等を駆使して迅速に問題を検討し且つ農民の福利の爲に之れを實行に移すことが出来る。佛曆二四八六年度灌漑工事費二五〇萬銖の特別豫算はその適例の一つであり、主として農民救濟を目的とする協同組合擴張の如きも其の例である。最近農務副大臣は、議會に於ける質問に答へて從來協同組合運動の實施せられて居なかつたナコーン・シータムマラート、ソンクラー、及びチュムボーン地區に信用組合設置の計畫を決定したと述べた。

加之、國民の福祉に對する首相の大なる關心がある。首相は個人的接觸の價値を信じて、總ての階級の官吏や一般國民と會見し、タイ國の發展と國民生活の改善に關する事項に就き議論しない日とては一日もない。政府の對内政策は總て如何にして國民の生活を改善し、其の水準を引上げ、國民の心身を發達せしめ、文化と習俗とに生氣を注入し、教育と教化とを普及せしめ、宗教的尊信の念を深大ならしめるかと云ふ事に集中してゐる。賭博、飲酒、賣淫、阿片吸飲等の如き弊風は漸く追ふて之を根絶し、次代を荷ふ若き國民をして一層健全なる空氣を呼吸せしめ得る様になりつゝある、贈賄、收賄、懶惰、其の他舊來の陋習たるマイ・ベン・アライ精神（譯註 支那の所謂沒法子と云ふが如き諦めの觀念）は既に略々一掃せられ、今日に於ては一般民衆も彼等の相手となる一般官吏が多く非難の餘地なき、親切にして有能、且つ廉直の德行に目覺めた官吏であることを知るに至つた。これらは官吏の品位向上に關する首相

の熱心なる提唱並びに學校に於て行はるゝ人格の陶冶の成果に負ふものである。

二八

首相が諸問題の個人的研究について持つ關心の現れとして喜ばしく思はれた最近の出来事は數日前首相が集團的練成の爲め上京中の區長等と會見したことである。區長は統治機構上の重要な一環である。教育あり、能率的で正直な區長は、急がしい巡視によつて地方民の所要に對する外面的印象を持ち歸へるに過ぎない高級官吏よりも遙かに重要な關係を地方住民に及ぼすものである。區長は特定の集團の中より選出された現場の人である。彼等は他の何人よりも一層痛切に地方民と喜憂を共にし、其の苦痛を代辯し、之れが除去改善を計り得べき地位にある。從つて首相との會見は彼等を感奮せしめ、各自の國政上に於ける重責を自覺せしめるであらう。首相が特に彼等と會見し、親しく話を交へたのは首相が右の効果を熟知するが爲めに外ならぬ。首相の此の温情は區長等の歸村後、再び國政の一翼としてその任務を遂行するに當り必ずや多大の成果を現はすものと信ぜられる。

今一つの重要な問題は女子の地位である。服装に關する限り嘗ては法規に規定されてゐた事も今日では當然の事となつた。現今バーンコーケーの街上に見受けられる服装端正なる婦人達と其の舉止動作とは、男女の服装を正しくすべき法令を出した政府の措置が賢明であつたことを目のあたり證明するものである。政府の女子に關する福利増進策は更に尙武の精神昂揚と結婚の奨励に及んでゐる。即ち政府は女子士官學校を開設し、集團結婚式を主催し、結婚登記料を引下げた。又婦人問題と關聯して母性と幼兒の福祉擁護の問題がある。この點に於ても政府は進歩的向上的政策を實施しつゝある。

最後に戦争のため歸國せる數百の海外留学生に就て一言する。議會に於ける質問に答へて、文部大臣は過般次の如く答辯した。『文部省は之れ等歸還學生に關しては多大の關心を持ち、學業の中途に於て歸國したものゝ内、タイ國にく

於是大學教育を受け得ないものに適當な職業を與へ、その他のものに對しては國內各地の大學生に於て學業を繼續し得る様文部省に於て斡旋してゐる。』

以上述ぶる所は極めて簡略ではあるが、老若男女を問はず國民全般の福祉について政府の示めしつゝある慈父の心を立證するものである。これ等の事實を省みる時、タイ國近時の向上進歩と國民の固き結束とは敢て必ずしも異とするに足らないのである。總て大を成すべきタイ國將來の基礎は斯くの如くして今や著々と築かれつゝある。

遷化したワナラート大長老

タイ國に於ける佛教々團の管長として朝野の尊崇を一身に集めヌタスナデーバワーラム寺の座主であつたサクラ・サンカパリナーヤク・ソンテト・プラ・サンカラーチ・ワナラート大長老は去る五月十日遷化したが、同管長に就て、國際佛教協會調査部某氏は次の如く語つた。『故プラ・ワナラート管長の遷化の報に接したことは感概無量である。同管長は享年八十六（世壽）で法臘六十二であつた。夙にタイ國第一の高僧として聞え、同國佛教々團の管長には王族出身の大長老が推される慣例を破つて、昭和十四年に一般タイ國民の中から選ばれその管長就任式は王宮内のワット・プラケオ（王室佛寺）の持佛堂に於て行はれ、タイ國

の數多の高僧達を始め、攝政殿下、首相以下の文武高官多數が隨喜した。爾來ワナラート管長はタイ國佛教々團最高唯一の管長として一萬八千の寺院と四十萬の僧侶を統率して國教の興隆に専念して來た。（タイ國の佛教にはマヘニカーカイとタントニットニカーカイの二部があるけれどもこれは戒律遵守上の差異から生じたので、日本の如き宗派ではなく、タイの佛教々團はセイロン系のチラワーダ即ち南方佛教の教團であつて、一國二教國であるから管長も只一人である）

兎に角、轉換期に立つタイ國の佛教々團にとつてプラ・ワナラート管長の遷化は異常な衝撃であるに相異なく、又、教團の首腦部に對しては深刻な考慮と決意を要請してゐるであらう。』



タイ民族の造形文化

カルル・デューリング
勝見勝譯

著者 Karl Döhring; Siam. Bd. I. Die bildende Kunst, Folkwang-Verlag, Darmstadt, Hagen i. w. Gotha, 1923. から興味深い部分を露出。本誌上に連載させて頂くことをしたものである。デューリングは元來獨逸の建築家であり、長年にわたってタイ國に滞在し、王朝の信任も厚く、本書中

に著者自身ぶれてゐるところ、タイ國近代の英主といはれたチューラーロンコーン王の王宮造営に携はつたこともある。獨逸人のなかでも最もタイの事情に明るい一人であらう。タイに關する彼の著書や論文にはこの譯文の原書の第一巻に當る Siam. Bd. I. Land und Volk. のほか、なほ次のやうな

ものがある。

- Kunst und Kunsgewerbe in Siam. Lackarbeiten in Schwarz und Gold. Asia Publishing House, Bangkok.
- Julius Bard, Berlin. 2 Bde. 1925.
- Buddhistiche Tempelanlagen in Siam. 3 Bde. Berlin. 1927.
- Die Thot Kathin-Beier in Siam. Zeitschrift für Buddhismus, München, Bd. 7, 1924.
- Lijkverbranding in Siam. Nederlandsch Indië Onder Nieuw, Bd. 9, 1924.

著者は元々南方の工藝を研究してゐたが、その必要上テナーリングの著述を繙いたのであつたが、記述や考證になかなか興味深いものがあり、専門以外の部分をも譯出して見る考へになつた。タイ固有名詞の發音その他に多々不備の點があらうかと考へられるが、識者や先進の御叱正を得ば幸ひと思ふ

序 説

東亞において獨立を確保し續けて來た三つの國があるすなはち、日本・支那・タイである。これら三國はそれぞれ非常に個性的な特色と美とを具へた民族藝術を産んだ。尤も日本及び支那の藝術は從來も屢々大いに嘆賞されて來てゐるのに反して、タイの藝術、特にその建築藝術に關しては、殆どなほ全く識られてゐないと云つても過言ではあるまい。日本及び支那——これら蒙古系の二大國家は、その位置が比較的世界交通路の幹線に沿つてゐるに反し、タイ國は直接それに接觸してゐない。歐羅巴人たちにタイ藝術が殆んど識られてゐるのは、恐らくここに起因するものであらう。しかしその他かにもまだ原因はある。支那及び日本は輸出に對して非常に努力して來てゐるのに反し、タイの藝術家たちはただ王侯貴族・高官に奉仕し、或は寺院のために働くのみで、これらの後援者の保護を享けることに慣れ切つてゐる。従つてタイの藝術は貴族の藝術であり、一般には殆んど全く近づくことの出來ないものであつた。この事情はタイの過去の國家形態の全歴史的發展と非常に密接な關聯を持つてゐる。タイは從來封建國家であり、王が最高の封建君主であつた。従つて藝術家は有力な領主に仕へるか、或はその保護の下にのみ仕事をすることが可能であつたし、事實彼らは王や諸侯の官吏に算へられることを

第一圖



非常に誇りとしてもゐたのであつた。もしいづれかの土地において特殊の才能を具へた藝術家が見出されたとす。地に於いては常に大きな尊敬を拂はれて來た。歴史の傳へるところによると、タイのある王様は自分の建立せしめた寺院に自分の名をつけないで、その建築家の名前をつけたと云はれてゐる。歴史上の著作は寺院の裝飾について非常に詳しく述べてゐるが、しかも不思議なことに建築や繪畫や彫刻に關する専門文献に至つては、なほ今まで一つも見出されてゐない。それは丁度歐羅巴中世の建築史が教へるところによれば、個々の建築師の一族や建築職人の組合があつて、その間で秘傳として建築技術が傳授せられ相傳せられてゐたやうに、タイにおいても建築や繪畫や彫刻や工藝の流儀の知識を傳へる一定の藝術家の一族があつて、彼らにより形式や構造や技法が存續されて來たのである。建築術及びそれに附隨する一切の藝術は、たゞへ歐羅巴の中世におけるドーム建築職人組合の場合ほど厳格なものではなかつたとしても

確かにある意味で一つの秘傳であつた。

タイにおいては歐羅巴における程、諸藝術間の區別が嚴密になつてゐない。建築が主動的な位置を占め、他の一切の美術や工藝はこれに從属するのである。建築以外に美術工藝の十個の部門が區別されてゐる。この點が特によく現はれてゐるのは、王室に仕へる藝術家たちの組織であつて、彼らが集つて十個の藝術の部門を意味するクロム・シブ・ムウ Krom Sip Mu を構成するのである。これらの藝術家はチャーング Chang の稱號を帶びるさうして大きな造営全體の指導者たる建築家はチャーング・ヤイ Chang Jai と呼ばれるが、これは大チャーングの意である。従つて彼はあらゆる種類の美術工藝に同時に通曉してゐなければならぬのである。彼は寺院とか宮殿とかの全體の計畫を樹てる。さうして非常に豊富な個々の形態の仕上げや加工は、彼の下でそれぞれ専門を受けもつ人々の手にこれを委ねるのである。大抵の場合彼はまだ見取圖を彼らに與へるだけである。このチャーング・ヤイの名譽は、昔は父から息子へと一定の名望ある一

族の間に世襲せられて來た。従つてタイの藝術が殆んど様式の變化を示さず、永く古來の傳統を堅く維持し來つた理由もこれによつて解明せられるであらう。

ところで藝術家はすべて官に仕へたのであるから、彼らは王室より夫々その稱號を與へられ、歴史書の上ではいつもこの官名によつて記載せられてゐる。原則として彼ら個々の姓名は官名の背後に隠され、言及されることがない。その結果タイの藝術史においては個々の藝術家の姓名は殆んど見出されない。この藝術上の無名性——それは個々の藝術家が大きな様式と傳統的形式の背後に隠される結果、非常に全體の纏まりをよくしてゐるのである。

このやうに個性とか主觀とかいふものが藝術創作において殆んど表はれない一面、タイの裝飾は他に較べて遙かに自然との連闊が強く、建築物にしても美術工藝品にしても、丁度熱帶林の植物のやうに調和的に生成してゐる。そのあらゆる點が有機的に構成され、本質的でないものや餘分なものは存在しない。たとへば植物とか動物

とか人間といふやうな自然形態と、何らの繋がりもなく純粹に思惟の上で構成され、抽象的に考案された裝飾は決して見出されないのである。タイの藝術家はその創作に際して、二重三重の目的（象徴的、技術的、また圖示的等の）を持つてゐるのである。従つて象徴性がなほ非常に大きな役割を占めてゐる。いづれ象徴性についてはこの著の獨立した一章において論じられねばならないと考える。

タイ國人たちは現在佛教徒である。彼らの間では宗教が非常に大きな影響を持つてゐて、そのあらゆる思考や感情や行為が、全く佛教の教義に浸透されてゐる結果、彼らのすべての藝術創作も宗教的、佛教的觀念を帶びてゐる程である。タイは南方佛教派の最も強力な根據地であつて、セイロン島との間には密接な相互關係を持つてゐる。印度において佛教の途絶えた現在、セイロン島が最も古い佛教文化の中心地であることは普く人々の認めることであらう。既に西紀前二百年頃バタリットラ Pataliputra（巴連弗邑）の會議後、佛教の傳道僧が印度

^{*}支那地方に派遣されたと傳へられてゐるが、それは恐らくタイの土地であつたかと思はれる。

*〔譯者註〕 Hinterindie（後印度）といふ言葉は——歐羅巴の方から見る時、いはゆる英領印度の前印度に對して、かう呼ぶことが出来るかも知れない。しかしわれわれはこれを採用すべきではあるまい。ここでは「印度支那」と譯しておく。

セイロンから派遣された僧侶がタイを訪れ、またその道も行はれた。さうして國主の支持のもとに佛教は非常な繁榮を見たのである。タイにおける和蘭商館の長であつたヨドクス・スハウテン Jodocus Schouten も既に一六三六年、タイの君主たちが非常に澤山の寺院を建立し佛教をあらゆる方法で支持し、また王國の豊かな歲入の大部が寺院の建設と維持のために當てられてゐることを報告した。實際タイの王室はごく近頃までこの傳統を墨守し來つたのである。王は年に二回華やかな行列をして主要な寺院に參拜されるが、それは舟行のこともあり、陸行のこともある。さうして寺院と僧侶たちに澤山の贈物をされるのである。またすべての侯伯や大名た

ちも、元よりこの國王の例にならふ。しかしそれはこれら貴族たちの間のみに限らず、一般民衆も争つて佛教のために喜捨を行ふのである。多くの寺院が民間より出た人々によつて建立され、また彼らによつて維持せられる。豊かな地方のあらゆる榮華は、その寺院藝術の中に表はれてゐる。それは數世紀この獨特の民族的様式にまで完成されてゐる。元來それは南部印度から由來したものではあるが、支那文化の影響のもとに土地固有の傳統に従つて全く獨自の發達を示し、獨特の様式として認められねばならない價値を帶びてゐる。ここには建築・彫刻・繪畫・工藝の綜合によつて、調和ある統一性を持つた造形が完成されてゐるが、これは歐羅巴においてはただゴシック時代にのみ認められた現象である。

タイ藝術獨特の特徴は、個々の細部形態の愛すべき形骸であつて、たとへば寺院において扉や窓の縁柱が、ごく上の方まで非常に纖細に裝飾されてゐる結果、われわれ歐羅巴人には個々の細部の形態が見わけもつかなくなつてしまふ程である。もつともこの際考慮されねばなら

ないのは、タイ人はわれわれより遙かに善い眼を持つてゐて、非常に高いところのごく纖細な裝飾線をすら見わけることが出来るといふ點である。われわれは書物や新聞雜誌に忙殺されてゐて、自分の周圍を鋭く觀察するといふやうなことはも早や慣れてゐないのに反し、タイ人はこの點においてなほ瑞々しい視力を備へ、自からの眼でもつて造営物の全體を、その個々の細部に亘つて把握することが出来るのである。

印度建築藝術が記念碑性において優れてゐるのに對しタイは優美さと典雅さにおいて秀でてゐる。この線と裝飾のもつ纖細なりズムは、またタイ人の運動動作、特にその舞踊のなかに反映してゐる。従つてこの様式意識は民衆の一人一人のうちに活々と働いてゐて、單純な何でもない人物でも、美しい裝飾を自由に描くことが出来しかもそれが常に強く明瞭に顯はれた民族的性格を帶びてゐるのである。

*〔譯者註〕 Vorindie（前印度）はただ「印度」と譯すこと

象徵性

佛教はすべての既存土着の宗教組織を否定することなく、むしろそれらを自己のうちに抱攝し、變容せしめるといふ點において、遙かに基督教に優つてゐた。たゞ、へば波羅門教の神々を、佛陀の助力者として、またお弟子として示したことなどはそれである。しかも佛教は單に異教の神々の解釋を自己流に變化せしめただけでなく、異靈や魔神に對する信仰を、また過去の時代より傳承された世界觀を、民族の自由に委ねて敢て干渉しなかつたのである。

古印度の世界創造は常に一大事の如きに
Meru と云ふ大きな世界一の山が聳えてゐる。さうして
その頂上には七階の天があり、そのうち下方の三界中一
番上の天は、いわゆる三十三神の天で、インドテの支配
に屬してゐたのである。またその上には四階のプラーマ
の天が聳えてゐた。このやうな觀念を現在もタイ人は抱
いてゐるのであつて、それはたゞへば寺院の書院建築に

を變じて、世界を脅かす災厄から世界を解き放たうとする目的を持つてゐる。これが最もよく顯現するのは、Phra Ram——と呼ばれる化身においてであらう。この姿においてヴィンコスが遂行する争闘は、ラマキエンと云ふ諧詩のなかで語はれてゐる。従つてそのなかでは、死と生の間の、また人間の世界と魔の世界との間の對立が、鋭く描き出されてゐる。

この點に關してはバスクト・Bastian (譯著・註一八一六—一九〇五、近代人類學の祖と云はれる哲學者) がその「シヤム旅行記」Reisen in Siam, S. 183 の中で、次のやうな記述を與へてゐる。(大地の環周はひとつの壁で鎖で鎖られ、その壁はブラ・スマル Phra Sumero とそれにつながる七つの連山からなり、その周りには四つの大陸と、二千の島々と、四つの海がとりまいてゐる。)

元來人々は世界を四角なものと考へてゐた。タイでは今日でも大地の四隅について口にされる。さうしてその各々がそれぞれ一人の守護者の手に委ねられてゐるのである。

ある。ルキ十四世の大使として一六八七年にタイを訪れたことのあるラ・ルゥベール La Loubère も、次のやうに報告してゐる。彼ら（タイ人）は世界が大きな四角形であると信じてゐる。……彼らは地上が四つの住みうべき地方に分れ、それらは互ひに海で隔てられてゐるので、いはば四つの別々の世界のやうなものであると主張する。さうしてこの四つの土地の中央に、一つの非常に高い、四つの同じ側面をそなへたピラミッド型の山が存在すると彼らは考へる。それはカオ・プラ・スゥメン Kao Phra Sumen と呼ばれる。……彼らの傳説に従へば、タイはこの山の南側に位置し、太陽と月と諸星とは、晝と夜とを構成する空間を絶えず廻轉する。もうしてこの山の上方には、彼らがイントラチトラ Inthrachittra と名づける天があり、その更に上方には天使の天が擴がつてゐるのである。

別に纏まつた書物となつて残つてはゐないが、大地が四隅を有するといふ學説がタイにおけるほど榮えた土地は他かになかつた。それはあらゆる人々に識られ、かつ

ある。ルキ十四世の大使として一六八七年にタイを訪れたことのあるラ・ルゥベール La Loubère も、次のやうに報告してゐる。彼ら（タイ人）は世界が大きな四角形であると信じてゐる。……彼らは地上が四つの住みうべき地方に分れ、それらは互ひに海で隔てられてゐるので、いはば四つの別々の世界のやうなものであると主張する。さうしてこの四つの土地の中央に、一つの非常に高い、四つの同じ側面をそなへたピラミッド型の山が存在すると彼らは考へる。それはカオ・プラ・スゥメン Kao Phra Sumen と呼ばれる。……彼らの傳説に従へば、タイはこの山の南側に位置し、太陽と月と諸星とは、晝と夜とを構成する空間を絶えず廻轉する。もうしてこの山の上方には、彼らがイントラチトラ Inthrachittra と名づける天があり、その更に上方には天使の天が擴がつてゐるのである。

別に纏まつた書物となつて残つてはゐないが、大地が四隅を有するといふ學説がタイにおけるほど榮えた土地は他かになかつた。それはあらゆる人々に識られ、かつ

本誌第一圖参照)。すなはちインドラ Indra 神が神象エラ
ヘン Bravan に跨り、そのさらに上方にブラー・Bra-
hma 神が白鳥の背に坐してゐるのである。さうしてこの山の周
囲には、四つの部分世界が横はつてゐる。その南方のも
のが生命の地域として人間の棲んでゐるところである。
タイ人の考へに従へば、この地域の中央にタイの土地が
あり、かつての首府の地アユッタヤーがあつた。また西方
には死の地域があり、それはナガ Naga (蛇の意) の國
である。北方は死者の地域であり、アスウル Asur (巨人
の意) の支配するところである。さうして東方はガルウ
ダ Garuda (鳥の意) が支配してゐる。アスウルは神々
と人間の敵であり、天と地を破壊せんと企らんでゐる。
いつも死をもつて世界を脅やかしてゐるのである。十體
の化身を持つヴィシヌ Vishnu は、このアスウルに身

家や寺院や宮殿や都市を築造する際には元より、人々の寝室や居間を設ける場合にも、その點を顧慮する必要があつた。ペスチアンはこの點に關して次のやうに書いてゐる (Reise in Siam. S. 24)。『都市は丁度バラチンの丘の上に造営せられた羅馬の都と同じやうに正方形であつた。事實北部タイにおけるタイ・ヤイ Thai Jai の多くの首府は、正方形に造営せんとした努力の跡が見出される。』

バーングロークの都の大宮殿も、またしく四つの天界に象どつて築造されてゐる。その東北隅には王室の廟堂たるワット・プラ・ケオ Wat Phra Keo があり、そこにはまた、タイにおける主たる佛陀像であるスマラクト Smaragd 佛陀が祀られて、寺院の名もそれに基づいて呼ばれてゐる。普通他の寺院においては、その生命と幸福の地域である南の方に、僧侶の邑の附屬してゐるのが常であるが、ここではそれが無い。その位置に當る部分は王と王妃の住居が占めてゐる。中央寺院の西方には、既に多くの旅行家によつて報告されてゐるマハ・ドゥシト

タイ古代の觀念に従へば、メルの山頂において四匹の黙の口から吐き出された流れが、四方に向つて注ぐと信じられた。北方へは黒いコチャン Kotchasi と呼ぶ象の鼻から一つの流れが源を發する。また南方へは赤いラヤシ Rajasi と名づける獅子王の大きく開いた口から、西方へは一匹の龍の口から、また東方へは馬の口から、それぞれ流れが發する。これら世界の四つの地域を分ち持つ四つの默について述べた以上、東方には印度のガルダ Garuda に相當するクルーレ Krut といふ鳥が支配することも一寸ふれておかねばならない。すなはち東方が出發、生の始め、誕生——佛教でいへば再生の地域であることが、この點よりするものよしよし明らかである。前に四つの河に關連して述べた四匹の默の中で、クルーレが現はれるのはただ馬の場合ばかりである。南方は畫、輝く太陽、光、幸福、生命の地域である。西方は東方の反対に入り日、死滅する生命、没落、分裂、争ひの地域である。また北方は夜、暗黒、不幸、死者の地域である。タイにおいては主要な佛陀の像は、いつも顔面が東方

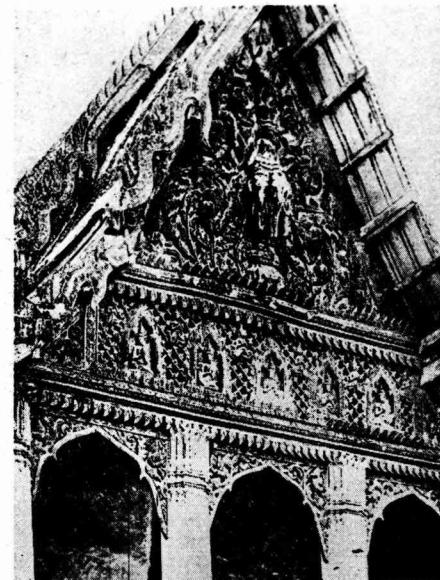
・プラサート Maha Dusit Prasat の力強い建築物が横はつてゐるが、ここは王の遺骸が火葬に附されるまで棺に納めて安置せられる場所である。タイ人の觀念に従ふと、西は死者の地としてそのために最も適した場所と考へられたのである。最後に宮殿の北方には大きな廣場があつて、そこで王の遺骸の火葬がとり行はれる (Döhring, Buddhistiche Tempelanlagen in Siam. Bd. I, 1. Aufl., Text zu Tafel 3. 参照)。

ペチャブリ Petchaburi 宮の構造においては、公の行事が營まれる接見の間と大式場とは南の部分を占めてゐる。北部には女官たちのための建築物があり、西方には王の大きな寝室が位置する。さうしてその一階の正面には、廣い薔薇園と非常に麗はしい庭園が設けられ、夕方の涼氣を樂しむことが出来るやうになつてゐる。南部の建築物の二階は、王の仕事をされる部屋で、王はそこに一日中籠られる。東側には露天の大きな階段があり、王がその裝飾船に乗つて宮殿を出入される時の、水上よりの表口となつてゐる。

に向けられてゐなければならぬのである。同様の理由から王座にある王もまた東面されねばならない。また同じくその柄の紋章も東方に向けて考へられねばならないたとへばチュラーロングコー Chulalongkorn 王の治世に、紋章が歐羅巴風を模して二匹の支手によつて支へられてゐたといふのも、そのやうな見方で解釋しなければならない。右とか左とかいふのは、いつも紋章學においては紋章そのものの左右を意味し、従つて眺める者からの左右とは逆に考へられねばならない。つまり二匹の紋章の支手のうち、右のものはすなはち南側のものは赤いラヤシ (獅子) であり、左すなはち北側のものは黒いコチャン (象) であつて、それらはタイ人の見解によるとその族のそれぞれの王者であると考へられてゐた。

タイの寺院はいづれも、多かれ少なかれ世界像との調和において築造せられ、すべての點において宇宙の忠實な縮圖でなければならなかつた。従つて例へばバーングロークのワット・サムブルム Wat Samplum の寺院においても、中央寺院の四側面に四つの泉があり、それらは例

第二圖



の四つの流れに相當する筈のものであつた。南方すなはち佛陀の像の右手の方には、一匹の獅子のカッと開いた

れ泉が流れ出でる。さらにこの寺院においては、四つの附屬建築物が、主たる天の方向に従つて設けられる。第一の東方に向いた建物の中には一人の生れたばかりの子供が描かれており、第二の西方に向いたものの中には一人の死にかけてゐる人物が、また北方に向いた建物には死者が、南方に向いたものの中には一人の冥想に耽ける僧侶が、それぞれ示されている。従つてここでも東方には生誕を、南方には生命を、西方には滅滅を、北方には死をわれわれは見出す。これらの例は佛陀がその父王の宮殿を後にする前に、四つの旅行において見た四つの幻想に照應するものである。

かくして寺院の建築が、主たる佛陀の像口から、北方には一匹の象の鼻から、東方には一匹の馬の口から、また西方に向つては一匹の龍の口から、丁度メルの山頂から流れ出す四つの世界の河のやうに、それぞれに善く盡すことが出来るからである。そこが「幸福」を意味する「Sukha」といふ言葉で表現せられてゐるものである。

ここに僧侶たちの住居が設けられるのである。しかもそこにのみ僧侶の邑は設けることが許されるのであつて、その理由はタイ人の見解にしたがへば、さうしてこそ僧侶たちに善く盡すことが出来るからである。そこが「幸福」を意味する「Sukha」といふ言葉で表現せられてゐるものである。

ところで必ずこの佛陀の像の右手に僧侶の住宅を設けるといふ根據は、次のやうな信仰に基づくものである。
もし僧侶たちの住居が佛陀の像に相對して設けられると、僧侶たちは定命よりも早く夭折してしまふ(marana)。また佛陀の像の背後についたとすれば、僧侶たちの集團に分裂が起る(kalaha)。もし左手に横はつてゐたとすれば、僧侶の間に悪い病氣が發生して、それが死を招く。ただ右手のみが適當な位置で、この原則が守られるならば、健康と平和と融合が支配する(Sukha) (Dörring, Buddhistische Tempelanlagen in Sian, Bd. I. I. Aufl., S. 46参照)。

いこに興味あるこれらとの類似點として指摘しておき

たいのは、ヨーロッパ中世僧院における僧房すなはちその居間とそれを通ずる廻廊が、生命の側面としての教會堂の南側に設けられ、墓所は北側に原則として設けられたといふことであつて、このことは聖ガルレンの僧院を初めその他の僧院の古い平面圖を見れば確證することが出来る。

そこで以上に述べたやうに、北方は死、南方は生、西方は衰滅、東方は再生であるとすれば、人間もこの天の四つの區別に順應しなければならない。彼が夜眠るとなれば、眠りは象徴的には死と同一視される。従つて睡眠は元氣に活々として再び眼ざめるために、タイ人はその寝床を常に頭の先が北向きまたは西向きになるやうにしつらへる。頭をちも上げると、睡眠してゐる者の顔が東または南を向くからである。筆者がペチャブリ宮をタイの王様のために設計した時、このやうなタイ人の考へ方に未だ私は慣れであつた。そこで私はそんなこと思はないで、王様の寝所の頭の方を、反対の側に向けて設計してしまつたのであるが、それでは側近の人々が承知

しない。チュラーロンコーン王御自身は迷信などにとらはれない方であつたが、國土の風習を徒らに傷つけることも好まなかつたので、既に礎が築かれてゐたにもかかはらず、宮殿の設計は風習に基づくやう變更されねばならなかつた。バスチアンもの點について次のやうに報告してゐる。(Reisen in Siam, S. 228.)『タイ人は頭の先を北に、足の先を南に向けて眠るか、或は頭を東に、足を西に向けて眠る』。(原著者註・後段はバスチアンの觀察が正しくない。この反對である)『それは睡眠中に頭を西に向けると、頭は失はれるか風にさらはれかかる、象の頭ととりかへられねばならないか、いづれかであるからである。昔の言葉づかひに従へば、北方はアーナ・hua-non(枕の意)、南方はバイ・ティン Pai-Tin(脚の側の意)として表はされた。死骸が頭を西に向けて火葬されねばならないと同じ理由で、生きてゐる者は家の中で睡眠をとる際に頭を東に向けねばならないもつともこれも旅行や舟の上では、さう厳密に守る必要がない』

彫像として安置せられてゐるが、これは東方すなはち生誕を意味するのである。南には冥想に耽ける佛陀の像が西には衰減の佛陀、または認識の樹蔭の龍の玉座に坐る佛陀の像が、さらに北にはゆるブラー・パレライ Phra Paleai、すなはち一匹の象が一瓶の水を捧げてゐる佛陀の像が、それぞれ見出される。タイ人の見解に基づければ、四つの元素は天の四方向に應じて東には風、南には火、西には土、北には水といふやうに割り當てられねばならない。從つて北では黒象が佛陀に水を捧げる所以である。龍はタイにおいては屢々土と同一視される。チュラーロンコーン王の治世四十年に際し、それを護ぐために催された盛んな奉祝行列において、稔りをもたらす大地は百米以上の長さに及ぶ大きな蛇として表はされその上に地の神がうち跨つてゐたのであつた。佛陀は西方の無花果の樹の蔭で、善と惡の境界を認め、因果應報の法則を識つて、一大光明に到達した。また西方では、マラ Mara がその三人の娘たちを佛陀の前で踊り狂はせて、佛陀を誘惑せんと試みた。さうして佛陀がこの誘

タイにおいては支那人たちも、同じ原則を遵奉してゐる。睡眠中に頭が横へ向かないやうに、われわれから云へば甚だ快適でない固い枕を用ひるが、それには頭をのせるための圓い窪みがあつて、その結果常に頭は望みどほりの方向を保たれるのである。

多くの寺院においては地の四隅に象どつて、いはゆるウイハン・ティト Vihan Thit と呼ばれる附屬建築物が、天の四つの方向に應じそれぞれ建築せられる。たとへばプラトムマチャディ Prathommachedi の大寺院などはその好個の實例である。さうしてこれらの附屬建築物の中には、普通さまざまの佛陀の像が安置されるが、その際世界を開く佛陀は、世人たちが地獄も全天國をも見ることが出来るやうに、東面するのである。屢々描かれる寺院の圖もこれを表はす。佛陀は三つの世界の上に支配權を及ぼして、その力の最高點に立つてゐるのである。東はまた支配者の地域であり、最高の神の座である。プラバトム Phrapatrom その他の寺院において、東側の附屬建築物内には佛陀の誕生とその最初の九歩の事蹟が

感にうち克つや、マラは再び暴風雨を佛陀に襲ひかかるせた。しかしその時龍王が佛陀を守るためにやつて来て自からとぐろを巻いて玉座をつくり、その七重の頭を佛陀の上に擴げ、これを保護したのであつた。寺院建築の西の部分には、常に龍の玉座に坐つた佛陀が安置せられる理由はここに基づく。かくの如く南が生命を、北が死を意味するのに對し、太陽の運行にあたつて、東は死より生への出發點すなはち生誕を意味し、西は生より死への出發點すなはち衰減を意味することは自明の理である。從つて入寂の佛陀(ブラー・サヤート Phra Sayat)は、タイの寺院においても常にまた西方に安置せられる。たとへばワット・チエトゥップホン Wat Chetuphon(また Wat Pho)の寺院における有名な入寂の佛陀の像は、四十メートルの長さで特別の廟に納められてゐるが、それは寺院建築全體の西北の部分に位置してゐる。佛陀は足を西方に、頭を北方に向けて横はつてゐる。傳説の傳へることによれば、佛陀は無限に高壽を保つことが出来ると云はれたが、佛陀は自ら生命への力を去らしめ、さうして

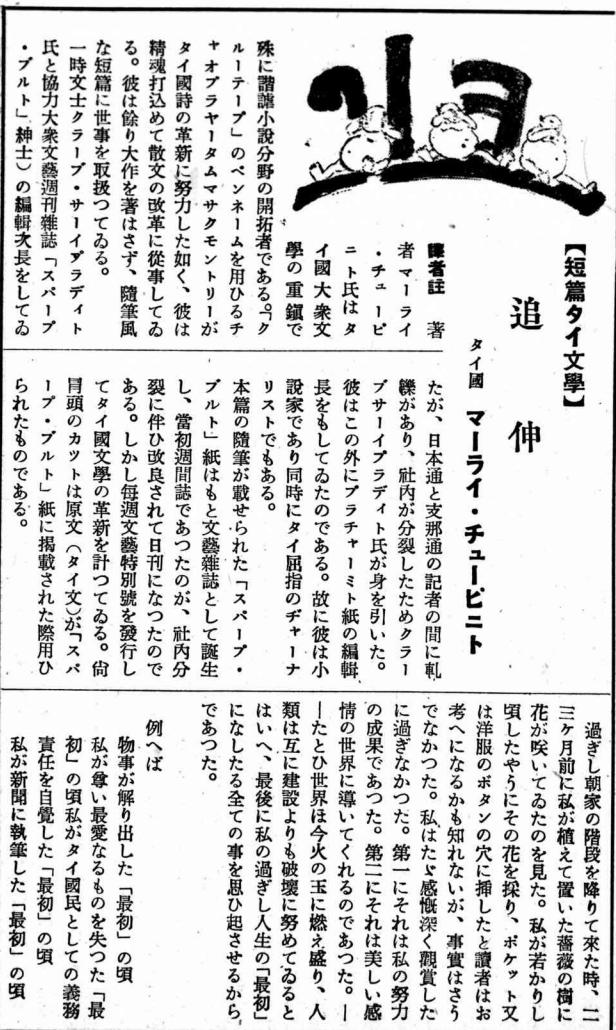
52

病みつかつ入滅することが出来たのであつた（佛陀が北方に向く時、それによつてうつろひ易い時の世界から涅槃に向る）Nirvanaに入る、すなはち「死と直面する」意圖を告げ報せるのである。（未完）

てゐるのである。一八九〇年代に伊藤西草の写真がハーン、コークを脅へかした際には、この佛像は北方へ一時は移されたこともある位である。この寺院において年に二回、一時はゆる、一時は信玄の水を飲む儀式が行はれる。この主院建築の眺めは、特に繪畫的な屋根の形態をよく示してゐる。雨庇から垂れ下がる銀製の多くの鈴は注目に値する。微かな風にもゆれ動いて、美しい音色を響かせるのである。

【解説】 これは西紀一七八二年以來二十世紀に到るまでタイ王国を支配したマハ・チャックリ王朝 *Maha-Chakri* の初代王によって建立された。この壯麗な建築物は古い王宮内苑のみ周壁のうちに位置してゐる。そのためこれはタイにおいて専属区域の附屬してゐない唯一の寺院であり、従つてそれはまた僧院ではなく、タイの代々の王の王宮寺院として役目をなして來た。タイの支配者の一族に關するあらゆる特殊な儀式は、この内でとり行はれたのである。さうしてその際宗教上の儀式を施行するためには、バーニング・コークの主要な祭典が招請された。殆んど王朝代々の王たちが、この寺院に携つて來た。この寺院がタイ王國にとって特に大きな意義を持つてゐるのは、スマラカンド佛陀の像が安置されてゐるためにあつて、それに由來してこの寺院はまた**金寶寺**とも呼ばれる。この信仰の厚い佛像には、仏の所有者が印度支那地方の支配権を握るといふ傳説が繙はれてゐるためであつて、それに由來してこの寺院はまた**金寶寺**とも呼ばれる。この信仰の厚い佛像には、

〔繪説・第一圖(原著第四十圖)〕 ワット・プラ・ケオの書院建築ホオ・モンティエン・ターベ Tham の三角切妻壁面の木彫(バーンタヨータ)
〔解説〕 三角切妻壁の上端には、四つの頭を持つた最高の神プラ・プロム(プラーマ)がその白鳥の背に跨つてゐる。その下方にはプラ・イン(インドラ神)が三つの頭を持つ白象頭エイラワンに乗つてゐる。また八坐のテバノム(側神)がその周りに配置されてゐる。プラ・インは下方の神々の天の最上階にあるダワデュンガ天の王であり、その上に四つのプラーマ天が聳えてゐる。この兩神の關係はこの壁面彫刻によく表はされてゐる。三角切妻壁の下方の帶狀裝飾部の五つの壁龕の中には、それぞれ五座の合掌せる神像が安置されてゐる。この寫眞の下部に見える四つの切妻を支へる支柱は、互ひに木彫の弓形裝飾をもつて連結されてゐて、この建築物全體のうちでも最も美しい部分である。



タイに於ける演劇取締法令

本協會調査部

タイの演劇は詩劇にその端を發してゐる。初期に於ける演劇は單に詩に追隨する舞踊に過ぎなかつた。言ふまでもなくタイ文學はその初期に於て佛教文學であつた。故にこれ等の詩並びに舞踊も少からず宗教的色彩を帶びてゐる。其後叙事詩が劇詩に發達するに從ひ、これ等詩に追従する舞踊は愈々發達するに至つた。即ち從前一人舞であつたが、各々の役に従ひ數人で種々様々の振付けが行はれてゐる。この時代に入り、歌詩が誕生した。當時舞踊詩劇等は王室に限られたもので、俳優、詩人は皆勅選であつた。其後最高官吏にして相當數の奴隸を有する者には自家お抱への俳優を養生し劇團を編成してゐた。アユタヤー王朝がビルマの攻撃に敵對出來ず、都は廢墟と化した。それと同時に藝術の封建的傳統は衰亡

ち佛曆二四八五年十二月七日演劇文化に關する勅令が公布された。

いま該勅令に對する政府の説明を窺つて見よう。

「音樂と劇は國家の重大部門であり、文化に寄與する所甚大にして又政治に及ぼす影響少しもせす。音樂と劇は文化宣傳の最高武器であり、又同時に個人の修養にもなる。音樂と劇は國家の文明を表はし、一面國民生活を反映する。昨今國家並びに世界の進展には眼覺ましいものがあり、又國家間の關係は愈々多岐を加へる。故に諸外國の文明に劣らぬやう我が國の音樂演劇の改善も必要となつたのである。(中略) 我が國の各方面の文化は既に改善されたが、音樂と劇はまだ一元的統一が見られてゐない、各自勝手な方法手段によつて興業されてゐる。これは音樂と劇に關する我が國の藝術が保護改善されず、且つ組織化されてゐないためで、漸次衰退の傾向にある。或るものは國家の傳統的な劇であるかも知れぬが、しかしこの中には社會政策上面白からぬものもあり、又は不道德なものもあり、又國家の發展を阻止するものもある。

し、王室から民間の手に移り、新發足を見るに至つたのである。以來劇は急速な進展を見せて、歌詩劇から活劇になり、種々の劇形式が生れ出た。その中に喜劇もあり悲劇もあり、戀愛劇もあつた。然る歐米の資本主義自由主義的文化が移入されるや、劇にも多大な影響を及ぼし、自由主義的衰退の色を帶びて來るに至つた。思想の頽廢、民心の放埒等は、決戦下タイ國に執り當然處理されるべき問題になつた。國民の協力、國家に對する愛國心の鼓舞、宗教の信仰、國王に對する尊信等を増進するとともに、國家の發展、アジア新秩序建設を期する意味に於ても、國民の心を動搖せしめる頽廢的思想は一掃すべき時代が來たのである。政府は演劇の改良を計ると同時に、これらに對する強力統制をも行ふ事に決した。即

る。故にこれ等は改善されねばならぬ。(後略)

この勅令は一般に行はれてゐる演劇形式を参照して立案されてゐる。勅令の内容を左に譯出しよう。

佛曆二四八五年演劇文化規定勅令

- 第一條 本勅令ハ「佛曆二四八五年演劇文化規定勅令」ト
稱ス
- 第二條 本勅令ハ官報ニ公布シタル日ヨリ三十日後ニコレ
ヲ施行ス
- 第三條 本勅令ノ條項ニ反スル他ノ勅令、法令及ビ諸命令
ハコロラ廢止ス
- 第四條 演劇ヲ左ノ三種ニ分類ス
 - (イ) ウブラー・コーン(歌劇) Opera
 - (ロ) ナータカム(普通劇) Drama
 - (ハ) ナータドントリー(音樂劇) Musical
- 第五條 歌ト音樂ヲ主ニシテ會話ガ重要ニアラザル歌劇ノ
形式ヲ左ノ通り分類ス
 - (1) マヘーヴラ・コーン(大歌劇) Grand Opera
 - 右ハ音樂ト歌トニヨル悲劇ニシテ科ヲ用ヒルモ白ヲ用ヒ
ザルモノトス
 - (2) ナータカム・ドントリー(音樂劇) Musical Drama

右へ前項ノモノヨリ軽キ歌劇ノ形式トス（前項ノ歌劇ノ

歌ヨリモ平易ナルモノ）

(3) チュンカブラー・コーン（小喜歌劇）Operetta

右ハ滑稽ノ含マルル輕キ歌劇ニシテ白ヲ用ヒザルモノトス

(4) スクアブラー・コーン（喜歌劇）Comic Opera

右ハ滑稽ニシテ輕キ歌劇ニシテ白ヲ用ヒルモノトス

(5) ハッサウブラー・コーン（滑稽歌劇）Opera Bouffe

右ハ輕キ滑稽ナル歌劇トス

第六條 料白ヲ用ヒ、音樂歌ヲ含マザル劇ヲ左ノ通り分類ス

(1) ソークナータカム（悲劇）Tragedy

右ハ高級ナル脚色ト白ヲ用ヒテ悲哀ナル終局ヲ結ブモノトス

(2) ナーダボト（正劇）Drama

右ハ人間ノ欲望ト現実ト反發ヲ示ス嚴肅ナル劇トス

(3) ウエーケナータカム（通俗劇）Melodrama

右ハ人心ヲ鼓舞シ感激ヲ興ヘテ幸福ヲ以チ局ヲ結ブモノトス

(4) スクナータカム（喜劇）Comedy

右ハ輕キ劇ニシテ興味ニ富ミ又ハ皮肉ヲ加味シテ日常生活ヲ描キ幸福ヲ以チ終局トスルモノトス

(5) ハッサナータカム（笑劇）Farce

第七條 音樂、歌、科、白ヲ重要素トス「ナーダボト」トリー」（樂劇）ヲ左ノ通り分類ス

(1) スクナータードントリー（喜歌劇）Musical Comedy

右ハ歌ト舞踊ヲ用ヒタル娛樂劇トス

(2) タツナーヨー（レビュ）Review

右ハ舞臺ト舞臺裝置ニ重キヲ置キ次々ニ場面ヲ變へ、舞踊及ビ歌ヲ用ヒ、又時世ノ皮肉ヲ含ムモノトス

(3) ウィチトタツナ（傳奇樂劇）Pantomime

右ハ奇異莊嚴ナル劇ニシテ娛樂性ニ富ム、舞踊、歌、皮肉ヲ含ミ傳奇劇ニ局ヲ結ブモノトス

(4) ウィビットタツナ（雜劇）Variety

右ハ寸劇ニシテ場面ヲ變へ舞踊唱歌諸藝ヲ成スモノトス

第八條 營業經營又ハ收益ヲ求ムルモノ、公集會場ニテ興業スルモノ又ハ相當人數ノ觀覽者ノ集合セル場所ニテ演ズルモノニシテ個人的慰樂ヲ以チ演ズルモノニアラザル興業ハ第五、六、七條ニ規定シタル形式ノイザレカニ屬シ規定シタル以外ノ内容ヲ以テ演ズルヲ禁ズ但シ特別ノ許可ヲ得タルモノハコノ限ニアラズ

第九條 第五、六、七條ニ規定サレタル各類ノ劇ヲ公演スルトキハ許可ヲ要ス。許可アリタルトキハ所定ノ許可條項ニ從フベシ

第十條 藝術局ハ音樂及ビ演劇ヲ取締り左ノ諸項ヲ行フ

(1) 興業演劇ニシテ第八條ニ規定サレタルモノノ内第五、六、七條ニ規定サレタル形式ニ所屬スルカ又ハ所屬ゼザルカヲ決定ス。該決定ニ満足セザル當該者ハ該決定ノ通告ヲ受ケタル日ヨリ七日間以内ニ國民文化審議會ニ申出ズル事ヲ得、但シ國民文化審議會ノ決定ヲ以テ最終トス

(2) 滅當ト認メタル特別ナルモノニ限り、第五、六、七條ニ規定サレザル形式ニヨリ演劇興業ヲ適時ニ許可ス

(3) 國民文化審議會ノ贊同ヲ經テ左ノ事項ニツキ規定ヲ設ク

(イ) 演劇興業許可規則ヲ定メ演奏、演奏種類、方法等ヲ

(ロ) 演劇形式、演出脚本、興業場、演出俳優、觀覽者ノ

種類等ノ取締並ビニ併優養成ニ關スル取締規則ヲ定ム

(ハ) 音樂ノ取締並ビニ併優養成ニ關スル取締規則ヲ定ム

限定ス

第十一條 土地ノ風習ニヨリ地方ニ於テ娛樂ノタメ公演サルモノニシテ規定サレタル文化背反ニアラザルモノ又ハ不道德又ハ國家ノ進展ヲ阻止スルモノニアラザルトキハコレヲ適當ナル時期ニ興業スルコトヲ得但シ關係當局ニ申請シテ許可ヲ要ス

藝術局ハ之ガ許否ニ任ズル關係當局トシ、國民文化審議會ノ賛同ヲ得テ鄉土ノ演藝ニシテ許可サルベキ公演並ビニ公演方法ヲ規定ス、並ビニ公演用ノ道具衣裳ニシテ文化ニ反スルモノ、又ハ國家ノ發展ヲ阻止スルモノ又ハ不道德ニ亘

ルモノノ使用禁止又ハ限定ヲナス
第十二條 第十條又ハ十一條ニ規定サレタル許可並ビニ取締ニ關スル權限ハ藝術局コレヲ縣知事又ハ規定サレタル地方區域ニ於テ藝術局ノ代行ヲナス者ニ委任ス
第十三條 第八條又ハ第九條又ハ關係當局ノ命令ニ違反シタル者ハ佛曆二四八年國民文化法第十五條ノ規定ニヨリコレヲ處罰ス

第十四條 總理大臣コノ勅令ヲ奉戴ス

右勅令に引續いて、藝術局では十二月十七日付を以て演劇取締並に許可申請規則を發表した。これが概要は左の通りである。

興業主は公演前十五日以内に脚本三部を添附許可申請をする。又脚本なき場合その種類内容を詳かに明記する。脚本は藝術局審査の結果訂正を命ずる事がある。最終稽古の時に藝術局員出張して検査する事がある。

興業場は衛生を重んじ、觀覽者に危險なき事、國民文化に背反しない事を認め、もし上演不適當と認めた時は改良又は上演禁止を命ずる。觀覽者の年齢、階級を制限し、許可に際して制限を加へられたるものに對

しては興業主は之を嚴守しなければならない。許可を受けたる興業主は許可書を興業場に掲示する。許可書は許可上規定されたる期限のみ効力を有す。しかし藝術局が一應許可したるものにしてなほ不適當と認めたものはこれを禁止、改善せしむる。許可を訂正せる場合は新たに申請をなすを要す。興業主は藝術局員の上演審査に便宜を供與するを要す。音樂演奏はその演劇形式に應じた樂團を用ひる。佛曆二四八六年六月八日以後に公演をなす演劇に出演する俳優は藝術局の俳優免狀又は藝術局が俳優と認可したる者に限る。免狀又は認可書のなき者の出演を禁する。佛曆二四八六年六月八日以前公演のものも藝術局が養成する要あると認めたる者に對して出演前にこれを養成することがある。

尙同日付を以て俳優養成規則を發表した。その要旨は左の通りである。

藝術局の俳優免狀又は認可書なき出演者、音樂演奏者にして特に認可書を欲する者は藝術局が開催する講習

を受ける。講習期間は四十八時間以上を九十日以内とする。講習科目は、(イ)藝術局所屬藝術學校第四學年に相當する。舞蹈の定理及び實習、(ロ)同音樂の定理及び實習、(ハ)同文學、歴史、文化及び藝術に關する法律、憲法である。受講者は試験を受けて、全科目滿點の半分であれば藝術局はこれに俳優認可書を授ける。受講者の資格は多少なりとも經驗のある者として、その道の大家の保證を要し、保證なき時は藝術局に於て試験を行ふ。藝術局所屬藝術學校第四學年に相當する授業科目を設定せんとする學校は授業科目明細並びに實證を提出すべし。藝術局適當と認めたる時これを同等科目と認める。又この場合該校は藝術局に申請し、卒業生に藝術局の俳優認可書を授ける事を得る。

日本新聞記者から見た ピブン首相とパホン大將

増田壽郎

ピブン首相の初印象

柄としては大きな違ひがある。しかし人間的魅力の點には甲乙はつけ難い。



傑れた人物に接したときは何か心豊かな後味が残るものである。

「新らしい泰」の扉を開いた前首相ボット・パホン大將、今着々と新興國の礎を築きつゝあるピブンソンクラム首相の二人の間には人

ピブン首相の風貌に初めて接したのは昨年の二月二日であつた。昨年の一月廿五日は泰國が米英に宣戰を正式に布告した日である。一月八日拂曉米英機は突如バンコツク市を空爆して無事の民を殺傷した。續いて同じ月の廿四日夜第二回目のバンコツク空爆が繰り返された。國民は憤激に鬱を決し、政府は翌日直ちに宣戰を布告した。我々パンコツクにあつた日本人記者團はこの政府の英斷に祝意を表し、同時にこの

國の指導者ビブン首相の心境を戰ふ故國に傳へるため首相に會見を申入れた。劇務の餘暇を割いて首相は二月二日の午後首相官邸で會見した。二月の初めと云へば未だ暑期には入らず・割りに凌ぎよい頃ではあるが、午下りしかも背廣にネクタイを固く結んで罷り出た我々には、それだけで相當な暑苦しさが感ぜられた。祕書官が導いてくれた階下の應接間、首相の椅子を中心半圓型に我々の座席が用意されている。フト見ると正面の棚に杉山參謀總長の寫真、續いてムツソリニ首相、リツベントロップ獨外相その他樞軸國諸名士の署名入り寫真が所狭く飾られてある。そこには何かビブン首相の奥ゆかしさと云つた感じが漂つてゐる。そこへ當の首相が無難作に現れた。キチンとボタンをかけた麻の背廣服、赭顔、思つたより小柄な風姿、微笑をたたへて記者の一人一人に握手したのち、「どうか氣樂にして下さい」と一寸堅苦しくなりかけた空氣をほぐすいんぎんな態度、「獨裁者」として描いて來た想像が一寸肩透しに會つた思ひである。

記者團からの質問にも首相の答へは別段殊更ららしい氣

「近き將來シンガポールは必ずや樞軸、反樞軸軍の爭奪的となるであらう。その様な場合にも泰は獨立保全のために今から國防を強化して置かなければならぬ」泰國の國防豫算はその歲躍總豫算の四分の一を占めるに至つた。大東亞戰爭勃發の十二月八日ビブン首相はバンコックには居なかつた。二日程前から佛印國境のシソホン附近に前線視察中であつた。急報を受けてバンコックに歸つた首相が、わが坪上大使と皇軍の泰國通過について首相官邸で交渉を始めたのはすでに大東亞戰の戦端も開かれた八日の午前七時からであつた。交渉に臨んでの首相の態度には何等平生と變つたところも見られないほど落着いたものであつた。坪上大使からの話しが聽いた首相は我が要求を即座に承諾した。續いて二日後の十日には坪上大使と日泰同盟の交渉が行はれた。この話しあひは僅々十五分で纏まつたと云はれる。泰國はこの返事一つで戰禍を免れたのであつた。

昨年の四月二十二日泰國の通貨ペートは大幅の切下げを行して圓と等價になつた。國民經濟の上からみても

取りを附け加へるわけでもなく、平靜な口調で語るのだった。「泰國が米英に宣戰したのもこの戰争を速に勝利に導くためです。これも日泰同盟條約の具體化に他なりません」日常生活をきけば開放しに語る。「私はゴルフはやりません。テニスの方が球が動いてるので面白味があります。夕方一時間のテニスが私の樂しみであり、仕事に對する元氣もこゝから湧いて來ます」戰時内閣を造られては……と云つた質問が飛出す。「今の内閣はすでに戰時内閣として強化されてゐます。私は首相のほかに國防、内務、外務の三相を兼ねてゐる。だから事統帥に關しては勿論、國家重大の機密を要するものは自分は獨斷で決定出来ます」今までの微笑が消えて、こう云ひ切る首相に私は初めて期待してゐた或物に觸れた様な氣がした。

男惚れのする果斷

無血革命二年後の昭和九年、三十七歳の若さで時のビブン大佐は國防相に就任した。彼は國民に警告した。

これは小さくない問題であつた。それだけに東京で開かれてゐた日泰經濟交渉も多少手間取つた模様である。東京に呼應してバンコックでは大使館首腦者がビブン首相と會見して首相の意向を訊ねた。その場で首相は斷行を明言した。懸案は立ち所に解決である。立會つてゐた泰側關係者があわてさせられた程の果斷な返事であつたと云ふ。先を見透す慧眼と果斷「全く男惚れがする人」と常日頃接觸の多い我が關係者も感慨を語つてゐた。

「首相」以上の人材

眞の統率者には二つの面がある。民衆をはるかに抜きんでて立つ部面と、その反面あくまで民衆とともに喜憂を分つ親しみ深さである。泰國で見るビブン首相は確かにその一人と云へる。泰國民のビブン首相に對する氣持ちは唯單に「首相」と云つたもの以上のものが籠められてゐる。それは折りに觸れて色々に表現される。泰國の新聞第一頁には

一、指導者——ビブン・ソンクラム

一、目標——勝利

の標語が大きく刷り込まれてある。昨年の七月十四日はビブン首相の第四十五回の誕生日であった。泰の新聞はいづれも特輯号を出した。ある有力紙の社説にはビブン首相こそかのビルマ軍の侵略を撃退して、泰國の獨立と自由を回復したタクシン王と並んで「指導者」の尊稱にふさはしい人と推賞した。「泰國の父」と云ふ滅多には使はない言葉も度々ビブン首相には使はれてゐる。昨年の春頃泰の宣傳局は各家々にはビブン首相の寫真なり肖像を掲げるやうにと注意した。泰の劇場映畫館では終りに幼帝アナンダ・マヒドン陛下の肖像を映寫する慣しになつてゐるが、丁度この頃から開演の最初にはビブン首相の半身像が映されるやうになつた。観客は一齊に起立してこれに敬禮する。ビブン首相の誕生日にはスイスに御留学中の幼帝陛下から懇ろなる御祝電が寄せられると新聞は報じてゐた。この日は官廳は勿論銀行會社、學校も休んで軒毎に國旗が掲げられた。ビブン首相は西歳

ゐることは、民衆的親しみが薄いと云ふことではない。國民の日常生活についての思ひ遣りはむしろ「首相」と云つた困苦しい上衣を脱ぎ捨てた、非常に身近なものがである。

昨年秋の大洪水はこゝ數十年にもなかつた大きなものであつた。九月末から水に浸り出したバンコツクの市内は十二月の中頃になつて漸く道路が乾き切つた程度であつた。だから十月、十一月の二ヶ月間は一步家を出るにも小舟による他はなかつた。然し我々から見て不思議にさえ思へたことは市民の顔には一向に憂鬱の影が宿つてないことであつた。小舟を操つてむしろ嬉々として水を楽しんでゐる。この時初めて「水の國泰」のほんとうの姿に觸れた思ひがした。しかし水にとざされたその日その日の市民の生活が、新聞の筆調で退屈であることは、争はれなかつた。そのしめり勝ちな空氣を破つてラジオに新らしい話し手が現れた。「スマギー・チャイ」と云ふのがその主である。「スマギー・チャイ」と云ふのはビブン首相がつい最近引移つた新らしい首相官邸の名である。

と云ふので國旗の下に鷄のマークが添へられた。この日の挨拶には「ビブン・ソワディー」(ソワディーは泰の挨拶の言葉)なる新造語が人々に交された。「ハイル・ヒットラー」を聯想すると新語の意味がハツキリして来る。昨年の九月以來泰國政府は國民の國旗に對する尊重の念を更に徹底させ始めた。午前八時號砲がパンコツクの空に響き亘るところを合圖に官廳、學校等に國旗が掲揚される。その時は道往く人も車も動きを止めて國旗に向つて敬禮しなければならない。熱帶の朝の大空にもふさわしくこれは清々しい風景である。ところである日の新聞に「掲揚する國旗の見えない場合にはどこを向いて敬禮すればよいか」との質問に答へ宣傳局では「その際は首相官邸の方向に向つて敬禮する様に」と教へてゐた。泰國に於けるビブン首相の位置は我々が考へる以上のものであるのだ。

國民と共に生きる

泰の國民がビブン首相に「首相以上」の尊敬を拂つて

この放送はビブン首相の言葉であることが間もなく分つた。洪水であふれたために養殖場から數多くの鷄が逃げ出して、バンコツク市内にも泳ぎ出て來たとの噂は我々の膽を冷した、眞逆かと思つてゐたところへ「スマギー・チャイ」氏は或る大臣が私邸の庭で釣りをしてゐた鼻先きへ、ぽつかりと鷄君の御入來、ビックリして逃げ出した。とのニュースを多分にユーモラスな口調で語るのである。恐ろしい筈の鷄の話しも市民には滑稽な話題の一つになつた。道路の上でトラックと舟が衝突した。とスマギー・チャイ氏は又話題を出す。これだけでも我々には珍妙な話題である。ところで泰では陸上では左側通行だが水上は右側通行となつてゐる。水で隠れた道路の上ではこの兩者は衝突するのが當然の理屈である。しかし罪はどうちらとの答へに「スマギー・チャイ」氏は舟の側にあると裁いた。「そこは矢張り道路の上なのだから……」そんな小話しを時に交へて市民の氣を引立てるのだった。勿論その合間に戰ふ國民の團結を説き、勤勞精神を鼓吹するのが放送の狙ひではあつたのだ。そ



の内に水も退くと、今度は「一二七五」氏なる奇體な名の放送者が登場して來た、役人の怠惰あるひは不正をビシ／＼と暴き立てる。「某縣の專賣局のお役人は政府の目をかすめて煙草を賣つた。或る地方の官吏は百姓の上前来はねて米を高く賣つてゐる。彼等とは近い内に法廷でお目にかかる」稻妻の様な戰慄が官吏の世界を走つた。「一二七五」と云ふ數字はビブン首相の士官學校卒業番號であると云ふ。泰國でこれだけ役人に思ひ切つたことの云へる人は首相を描いて他にないことからもその放送主が誰れであるかは明瞭となつた。或る日の「スマギー・チャイ」氏はシンミリした口調で青少年團のユワチヨンに呼びかけてゐた。「都會の一部分をみて泰の文化を錯覺してはならない。文明國に比べると泰は百年もおくれてゐる。だから國民は今までの數倍の努力で前進しなければならない。その先登

に立つのはユワチヨン諸君だ。私は齡すでに四十五歳、廿歳代の燃ゆる希望も今の私には夢となりつゝある。ユワチヨン諸君はこの私のあとを繼いで貢ひ度い」ビブン首相はその劇務の關係もあつて、直接民衆の中に姿を現す機會は餘り多くはない。しかしラヂオに新聞に又その施策を通じて國民には極めて身近い存在である。商賈と名のつくものは殆んどこれまで華僑の手に握られてゐた泰國で、如何にしてこの「失地回復」を實現するかは大きな社會政策の一つである。このために政府は昨年六月、廿七種の職業を限つて以後外國人（主として華僑）にはこれを禁止する觸れを出した。炭焼きもその一つである。ところで大部分が華僑の手で出来た木炭はそれと同時に出廻りが非常に悪くなつた。ビブン首相は早速官邸の傍に炭屋を開いて市民の不自由を緩和する傍ら商賣の貴さを教へた。その後間もなく我

々が會見した折に「もう一千ペーツも儲かりましたよ」と、首相は相恰を崩して見入るのだつた。「あんまり大きなどと氣輕な話しさ聞かしてくれた。市民に野菜を作れと勧める一方「トイ・ケオ（支那うどん）商賣を市民に機會ある毎に説くのである。食糧の供給も殆んど華僑の手に獨占されてゐる現状から、泰人の手による自給自足への轉換を極めて早急な例から國民に教へようと云ふのであらう。

良き父に歸る

ビブン首相が昨年一月米英に宣戰を布告した際には、「父」としての大きな悩みがあつたに違ひない。當時その長男と長女はアメリカに、又次男はともに英國に留学してゐた。その頃尋ねる人があつてもビブン首相は愛息愛娘のことには何一つ語らなかつた。だが八月交換船浅間丸で長男、長女が歸つて來た時、首相は夫人とともによき親に歸つて、バンコックから汽車で六時間程の避暑地ホアヒンまで出迎へに行つた。その出發の數日前昭南着の寫真が我々の手許に届いた。早速これを首相に贈る

と、首相は相恰を崩して見入るのだつた。「あんまり大きくなつてゐるので自分の子供とは思へませんよ」こう云ふ首相の顔を我々は心楽しく見守つたのである。八月末我々日本人記者團が新らしい首相官邸で會見した時はビブン夫人ともども新歸朝の令息令嬢を我々に引合せ、敵國から無事に送つてくれた日本政府の取計ひにねんごろなお禮を述べるのだつた。アメリカの印象を記者團から令息にたずねた。令息は一寸考へをまとめてゐる風であつた。優しくまなざしで見守つてゐたビブン首相は、「話は私が聞いてゐますから、私からお話ししませう」と代るのである。我々の職業意識もこの「よき父」の心情には鈍つてしまつた。

我國の廣さの八割もある泰國に僅か一千五百萬程度の人口しか持たない事は新興國としては大きな悩みである。産めよ殖せよの獎勵にビブン首相も力瘤を入れてゐる。先頃も泰國としては初めての集團結婚が首相夫妻自らの媒酌で行はれた。多産者には補助を與へ、國家表彰も行はれてゐる。先頃泰字紙の第一頁に夫人が差上げるビブ

ン第二世を窓越しに笑顔で迎へるビブン首相の大寫しが出てゐた。ビブン第二世はまる／＼と太つた二歳位の可愛い、面差しである。人口政策の點からもビブン首相は國民の忠實なる垂範者なのである。

信仰に厚いバホン大將

バンコック滞在一年の間には時に正面切つてインター ヴューもし、或ひは集會の席上などでその風半に接することも多かつた。バホン大將ではあるが、私に殊更印象の深いのはウイサカ・ブチャヤーの宵の姿である。五月の廿九日、この日は太陽暦の五月満月の日であつた。佛教國泰ではこの日佛陀の誕生、成道、涅槃の祭典として、全國の寺院では盛大な供養が營まれた。日頃隣組として交際してゐる在泰二十數年の獨乙人技師夫人に誘はれるまゝにその宵私は二、三の人と近くの名刹ワット・ベンチャマ・ボビットを訪れた。雨期の例に洩れずこの宵もスコールが來たが、それが上つたあと夜氣はなんとも云へぬ清々しいものであつた。ワット・ベンチャマは一

名大理石寺院とも云はれる。チュラロンコーン大帝が遙々イタリーから大理石、花崗岩を取寄せて造營し、その中に諸處方々の佛教國から集められた價値高き佛像が安置され、我國からのそれも見られる泰にあつても名高い寺院である。寺院の門に入る善男善女の姿も寄進のローソクの光りでこの宵ばかりは鈍く浮き出してゐた。その人混みの中に詰襟の上衣にズボンをつけた一中老が混つてゐた。手には佛陀に捧げる蓮の花が慎重しく持たれてゐる。訪日使節團長としてのバホン中將(當時)の歸還をドムアン飛行場に迎へたのは數日前のことである。服装こそ違へバホンその人であることはすぐに分つた。私の連れの泰人がこの元勳に挨拶した。バホン氏は笑顔をみせて答禮し何か二言、三言話しかけてゐる。そこには何んの飾り氣もなく一人の信徒としての慎ましい表象があるばかりである。和かな佛の國のお祭りをみだす空氣が少しも感じられない。何かなしにバホンその人のよさがにちみ出てゐる風景であつた。

泰國の男子は一生に一度は僧侶になるのが古くからの

慣しである。然し最近の若い人々の間では必ずしもこれは厳格には守られてゐないやうである。しかしバホン大將は昨年の春僧籍に入つた。氏が先頭に立つて斷行した革命に貴い血を流した犠牲者を弔ひ、併せて泰佛印國境紛争の戦死者の靈を慰めんための眞情からであつた。その頃は黃衣に身を包んだ氏の托鉢姿が早朝のバンコック市内にみられたのである。今も寫真に残るその姿は身も心も一介の僧侶になり切つた印象を與へる。四ヶ月のうち氏は還俗したが、今も氏から受ける感じは革命の武將と云ふよりは慈悲深き信仰の人と云つた方が強いのである。

國民の信望繋ぐ元老

佛徒らしい謙讓さと、情に厚い氏の人柄を語る挿話は革命當時にも數多く残されてゐる。第一次革命が成就しても指導者バホン大將を始め革命派の人々は殊更政權の中権には坐らなかつた。これは世界の革命史にも餘り多くの例をみないことであり、その心境は東洋人のみが

理解し得るものであらう。革命文治派の巨頭ブリディ・バノムヨン(舊名ルアン・プラヂット)が第一次革命後その經濟新政策「土地產業及び勞力國有法案」のため共産主義者の汚名をさせられ、止むなくフランスへ亡命の旅に出發する時、昨日の華かさに引かえて今日の淋しさ誰れ一人知名の士の見送るものもない中を、參議バホン氏のみ船上にかけつて、この悲運の政客と相擁して泣いたのは、今に殘る革命の父らしい純情さである。昨年の五月親善使節として我國を訪れた時、大阪の驛から宿舎まで打並んで歓迎の小旗を振る國民學校生徒のあどけない姿みて、車中の氏は感激に涙が止めどなく流れ、遂に顔をあげ得なかつたと近親者は語つてゐた。この情けに脆弱な人柄が民衆には一層親しみを深めてゐる。國民は泰國に於ける唯一の「元老」の名稱を呈して敬慕の情を今に變らず寄せてゐる。

大西郷の人柄を慕ふ

一ヶ月に亘る訪日祝賀親善の旅も滞りなくすませ、バ

ナコーン・シータム・マラート

トンガカ一港錫浚渫株式會社

ローンビーチ錫鐵業有限會社

ノーネーク・ベット錫鐵業株式會社

ラートルット錫浚渫株式會社

ソングクラー

タクアバ一溪谷錫浚渫有限會社

英タイ合辦錫鐵業株式會社

ノーネーク・ベット錫鐵業株式會社

ビナン錫探鑿株式會社

ソンガクラー錫鐵業有限會社

ヤラ一錫業株式會社

ヤラ一錫鐵業株式會社

海峽合同錫鐵業株式會社

バタニ一錫鐵業株式會社

タイ國錫鐵業株式會社

エー・ウェーニー(ラーマン)開發株式會社

トランク

英タイ合辦錫鐵業株式會社

ローンビーチ錫鐵業聯合有限會社

トンガカ一第五複合有限會社

トンガカ一第三複合有限會社

ベラク土地投資株式會社

アレクサンダー・カムベル・スマス・マッククラロド
(二一・一八、盤谷クロニクル)

集團結婚者蜜月旅行

ファヒン或ひはシーラーチャーに蜜月旅行——それは、結婚促進協會後援の下にパー・ンコーカで舉げられた集團結婚に關聯して、同協會の企てゝる呼び物の一つである。

地方新聞の報する所によると、新婚夫婦がファヒンやシーラーチャーやその他の休暇保養地で蜜月を過す爲に、當局は種々の便宜を取り計らつてゐる。結婚促進協會は新婚者の特別輸送を企てゝ國鐵及び航空輸送株式會社の協力を要望してゐるところは、又同協會は新婚者の爲に、此等の休暇保養地に於ける宿舎の確保を援助し、その他の便宜を取り計らふ筈である。(二一・二三七 同)

女子文化部正式設置

ビブン首相は國民文化審議會委員長としての資格を以て、陸軍中佐ライアート・ビブーンソングクラーム(首相夫人)を帶同、二月二十二日午后三時タイ・バンタミ・トに於ける女子文

ブーケット

南部キント聯合株式會社

錫商業株式會社

ブーケット錫浚渫株式會社

カツ一錫浚渫株式會社

カムラー錫浚渫株式會社

ラング・エンク錫鐵業有限會社

カムンティンガ錫浚渫株式會社

バンガ一

カムンティンガ錫浚渫株式會社

バンガ一錫浚渫株式會社

タイ・チナング錫鐵業株式會社

タクアバ一溪谷錫鐵業有限會社

サツプロ有限會社

トンガカ一第四複合有限會社

ラノーネーク

タイ錫鐵業株式會社

テノーンガ合同錫浚渫株式會社

バーングリン錫浚渫株式會社

化審議會の公式發會式に出席した。

首相は同審議會委員に對し演説をなし、同審議會設立の目的が國家建設計畫促進にあり、本計畫の重大性に鑑み、全國家的協力を必要とする事を述べた。首相は又婦人は國家の母である故にかかる計畫の遂行上除外すべからざる事をも指摘した。

首相の述べたごとく、婦人との地位は一國の文化水準を示すものである。男女間の相互依存こそ不可分の問題である。ことに於て首相は、列席せる委員が國家に對する自己の重大使命を認識し、將來九百萬のタイ婦人の指導者たるべく適當なる方法を以て同胞婦人を指導し、以て國家並びに家庭に裨益せん事を待望してゐる。(二一・二四、同)

最近經濟市況

一、爲替金融概況

一、對日爲替に關しては特記すべき事なし。
一、中支向、華僑送金中當地輸入貨物代金關係のもの當月に入れるや激減を見たり。右は彼地輸出統制上この種對タイ輸出は可及的有爲替、信用狀ペイシスに變更方中支現地より要請あつたるに對し、當方協力せる結果にて、今後この趨勢は益々進展するものと豫想せらる。

一方右の推移に處して當地邦商中從來の華僑に代替し、對支輸入に手を染むるもの激増の傾向なるが、右は信用狀ペイシ

ス勵獎の當然の結果と見るべきなり。

一、一月末洪水愈々當市に迫りたるも、金融は通月至極平穩、銀行預金、貸付金率共に前月と不變。

二、錫鑛石市況

タイ鑛業及護謨會社買付値段九月四日以降一ピタルに付一

○バーツに引上げられ市場値段に追隨す。

同社の買付數量は月平均五〇〇噸見當なり。

三、護謨市況

相場六三バーツ一〇キロF.O.B.ヨーロッパ・シーシチヤン。

ハードヤイ驛渡しLocal毎一〇キロ三七一八バーツにして

極く徐々に漸騰中なり。之は一時的 Tapping の中止、農繁

期にて苦力の出廻り不足及買付が良品のみに限られて居る關係上、良質の生産準備なき護謨園は休業の止むなきに至り漸

次減產となりつゝある事實に因基因せるものと云はる。

生護謨よりのベンヂン抽出のため燃料局にて off sheet back cutting street cutting 等の屑物相場は現在バーンコーケ

渡し毎一〇〇キロ二五一一七バーツ見當を示すに至り更に上昇

の見込なり。

一九四二年十一十二月中生護謨輸出稅變更あり基準價格前期

の每一〇〇キロ一三三バーツが七三バーツとなり、輸出稅一

〇〇キロ五バーツ四サタンに決定を見たり。

之は前期に比し四バーツ二〇サantanの引下げなり。

(イ) 岬護謨 相場毎一〇〇〇キロ二〇〇バーツ見當、F.O.B.バンコーカ市況不變。

(ロ) デリス根 相場毎六〇キロ一五バーツ F.O.B.

ヨーロッパ・シーシチヤン市況不變。

一、絲類 織絲移動禁止令解除されず月中無商内。

二、綿布 綿製品 大勢は賣人氣なりしも、當地邦商安値には突込賣避け居りしため、相場底意乍ら軟弱、月中弱保合

薄商内にて越月せり。

一、人絹スフ織物 薄商内相場ギリ安にて越月せり。

二、綿絲、人絹、スフ、月中無商内無相場。九月中代表商品

市中相場左の如し。

三、金物市況 薄商内にて越月せり。

四、絲布市況

一、絲類 織絲移動禁止令解除されず月中無商内。

二、綿布 綿製品 大勢は賣人氣なりしも、當地邦商安値には突込賣避け居りしため、相場底意乍ら軟弱、月中弱保合

薄商内にて越月せり。

一、人絹スフ織物 薄商内相場ギリ安にて越月せり。

二、綿絲、人絹、スフ、月中無商内無相場。九月中代表商品

市中相場左の如し。

三、金物市況 薄商内にて越月せり。

四、絲布市況

一、絲類 織絲移動禁止令解除されず月中無商内。

二、綿布 綿製品 大勢は賣人氣なりしも、當地邦商安値には突込賣避け居りしため、相場底意乍ら軟弱、月中弱保合

薄商内にて越月せり。

一、人絹スフ織物 薄商内相場ギリ安にて越月せり。

二、綿絲、人絹、スフ、月中無商内無相場。九月中代表商品

市中相場左の如し。

三、金物市況 薄商内にて越月せり。

四、絲布市況

一、絲類 織絲移動禁止令解除されず月中無商内。

二、綿布 綿製品 大勢は賣人氣なりしも、當地邦商安値には突込賣避け居りしため、相場底意乍ら軟弱、月中弱保合

薄商内にて越月せり。

一、人絹スフ織物 薄商内相場ギリ安にて越月せり。

二、綿絲、人絹、スフ、月中無商内無相場。九月中代表商品

市中相場左の如し。

三、金物市況 薄商内にて越月せり。

四、絲布市況

一、絲類 織絲移動禁止令解除されず月中無商内。

二、綿布 綿製品 大勢は賣人氣なりしも、當地邦商安値には突込賣避け居りしため、相場底意乍ら軟弱、月中弱保合

薄商内にて越月せり。

一、人絹スフ織物 薄商内相場ギリ安にて越月せり。

二、綿絲、人絹、スフ、月中無商内無相場。九月中代表商品

市中相場左の如し。

三、金物市況 薄商内にて越月せり。

四、絲布市況

一、絲類 織絲移動禁止令解除されず月中無商内。

二、綿布 綿製品 大勢は賣人氣なりしも、當地邦商安値には突込賣避け居りしため、相場底意乍ら軟弱、月中弱保合

薄商内にて越月せり。

一、人絹スフ織物 薄商内相場ギリ安にて越月せり。

二、綿絲、人絹、スフ、月中無商内無相場。九月中代表商品

市中相場左の如し。

三、金物市況 薄商内にて越月せり。

四、絲布市況

一、絲類 織絲移動禁止令解除されず月中無商内。

二、綿布 綿製品 大勢は賣人氣なりしも、當地邦商安値には突込賣避け居りしため、相場底意乍ら軟弱、月中弱保合

薄商内にて越月せり。

一、人絹スフ織物 薄商内相場ギリ安にて越月せり。

二、綿絲、人絹、スフ、月中無商内無相場。九月中代表商品

市中相場左の如し。

三、金物市況 薄商内にて越月せり。

四、絲布市況

一、絲類 織絲移動禁止令解除されず月中無商内。

二、綿布 綿製品 大勢は賣人氣なりしも、當地邦商安値には突込賣避け居りしため、相場底意乍ら軟弱、月中弱保合

薄商内にて越月せり。

粳米最高價格決定

泰國物價統制委員會は二月九日バーンコーケ及びトンブリ一地區の粳米の最高價格を一タウイエン(一六〇八擔)當り九〇バーツと定める旨發表した。尙現在の粳米市價の上級品は八六バーツ乃至九一バーツを唱へてゐる。(南洋二九ノ四)

出生率・死亡率を超過

結婚促進協會理事ブーン・ワイヤーカー博士が地方放送の講演に於て發表せる統計によれば、タイ國の記錄出生數は概算して日々一五五二人、一時間に六五人平均、即ち各分に一人割合であり、一方死亡數は日々七十九人、一時間三十人と記録されてゐる。

上記割合は、出生率が死亡率に對して一時間三五人、一日に八四〇人超過してゐる事を示してゐる。従つて此の超過數總計は一年三〇六、六〇〇人である。

佛曆二四八〇年の最近國勢調査によれば、當時全王國を通じて、男女夫々一七歳乃至一五歳に就いて言へば、一、八九五、六七五人の未婚者が居た。それは同年齢の國民の二二三・六六一セントに當つてゐた。バーンコーケは未婚者數に於て他縣に勝つてゐる。

貯蓄銀行營業狀況

政府發表の告示によれば、政府貯蓄銀行は昨年度に於て預金者の飛躍的増加を得、その活動は愈々發展しつゝある。

佛曆二四八四年度の總預金者は一五六、二四四人で總預金額一八、〇三五、五四六銖であつたが、昨年度の總預金者は二三

一一、五六一人で總預金額は二三、一二〇、四六六銖である。(一)。

(二五、同)

紙統制官任命

製紙工業及び紙貿易統制の爲の新委員會は、首相官房により任命され、本週の官報に公布せられた。從つて本月五日同一目的を以て臨時に任命せられた前委員會はその職能を解消した。この新委員會はウン・ウイロートベット陸軍少將を委員長とし、その他九名の委員より成る。即ち左の如し。

- 1、委員長 陸軍少將ウン・ウイロートベット
- 2、委員 海軍大佐ブラン・ユッタサート・コーソン
- 3、同 宣傳局長官(ナイ・バイロート・チャイヤナム)
- 4、同 陸軍少佐バオ・シヤーノン
- 5、同 ナイ・スチト・スチト・ボンビタヤー
- 6、同 ナイ・ブルング・キタサン
- 7、同 陸軍少佐ブッサリン・バクデイスーン
- 8、同 ナイ・チャムラート・サーラウースト
- 9、同 新聞課長(陸軍中尉ネート・ルリターノン)
- 10、同 商務省代表者一名

(同、同)

灌漑特別豫算

佛曆二四八六年度の灌漑計畫は對して政府は二、五〇〇、〇〇〇銖の特別豫算を計上した。この特別豫算を以て、灌漑局はその計畫に従ひ大規模の活動を押し進めるであらう。この計畫は昨年中は計上豫算の不足から一時中止されてゐたものである。同局は左の如く全部で十一の未完成灌漑計畫を殘してゐる。

スパンブリー灌漑工事計畫

ナコーン・ナヨク灌漑工事計畫

ペックチャナブリー灌漑工事計畫

メアーナム・ノライ灌漑工事計畫

メアーフローニング灌漑工事計畫

チャオプラヤー河西岸地區灌漑工事計畫

南東部各縣灌漑工事計畫

土地測量計畫

民間灌漑工事計畫

北東部各縣灌漑工事計畫

メアーフラム・カオ區當局灌漑工事計畫

メアーナム・ノライ灌漑工事計畫

メアーナム・ノライ灌漑工事計畫

(同、同)

新型貯蓄債券發行

四月より二ヶ月毎に賞金のつく貯蓄銀行發行の新型債券が發賣される。債券所有者は少なくとも二ヶ月に一回、又は有効期間を通じて三十回の賞金を得る機會を有するもので、有効期間は五年である。この債券は賞金の當選と否と拘らず、滿期に至り利子と共に返還されるものである。債券發行數は九百萬枚で、二バーツで賣出され、總額九萬バーツが賞金にあてられてゐる。尙債券所有者には貸附をも行ふ。(一・二六、同)

月賦制住宅建築

住宅建築を目的とする地主や月賦制度によつて住宅及び土地を購求する者に便宜を供與するため創設された公共住宅獎勵課は、後者に對する規定を發表した。この特典は一定の職業を有するタイ人にして住宅を有せぬ者又は不便な地域に住する者にのみ及ぼすものである。タイ國司法権内賣地及び賣家を希望する者は持主との間に必要な協定を了し、土地賣人又は住宅建築者と相談して賣買契約成立の上は月賦返還の條件の下に貸與を受け得るのである。土地及び住宅に供する貸付額は二萬バーツを限度とし、二十年の月賦をもつて消還期限とする。二十年の満期前に返還し得る者には相當の割引をもつて貸附け、五年間を満期とする制度も設けてある。(一・二七、同)

國產麻袋製造

工事振興局は國家の要求に應じスラートターニー縣コ・サムイの畠長と共に力して麻袋製造の獎勵のため、昨年十月コ・サムイに於て椰子實の纖維より麻袋や繩を紡ぐ技術を習得すべき訓練所を開いたが、機械一式は振興局及び區より提供し、訓練期間の管理には同局官吏がその任にあつた。訓練の參加人員は二十四名で二月十五日をもつて完了した。訓練の參加人員は更に昨年十二月、アユタヤー縣クルングカオ區當局と共力して大麻より麻袋や繩を作る訓練所を開いた。諸地方より選抜された訓練員は七十九名で、三月六日をもつて訓練は完了した。タイ精米株式會社に於てこれ等の麻袋を試驗的に使用した結果は海外輸入品と變りない良品なることを知り得た。國產麻袋の特色は砂や鹽の包裝にも使用し得るといふ事である。(同、同)

商業帳簿整備令

一四八六年一月一日附の商務省布告によれば全國の商業に從事する會社及び個人は四月一日以後、一四八二年會計法令による會計管理を嚴守せねばならぬ。

土地賣、保險、建築に從事する會社及び個人にして歲入令

により取引税を要求される業者は会計帳簿の保管を要するとの事である。

この法令は行商人、露店商、宗教及び慈善事業には施行されぬ。法令は少なくとも年一回の整理による手持品をふくむ財産帳簿、現金出納簿、雜貨借原簿、購入帳簿、賣却帳簿及び一般帳簿を備へる事を規定してゐる。会計帳簿の様式は規定されてないが、会計簿を外國語で記入する場合は同時にタイ語をもつて記入せねばならぬ。

会計整備令に関する通告及び説明はバーンコーグに於ては合計検査審議會中央會計室、地方に於てはブーチンブリー、ナコーン・ラーチャシマ及びソンクラーの各會計室に於て知ることが出来る。上記の規定を犯した商社及び商人は二百バーツ以下の科料に處せられる。(三・一、同)

新領域内の教育施設

タイ國文部省は失地回復以來、同地に於ける國民の教育及び宗教を獎勵する計畫を樹立し、一部は既に實施されてゐる。運動は既に當局によつて行はれてゐる。

大人の教育を獎勵するため四縣に係官を任命し、三地方に學校を開設し、青年教育上にも注意を與へた。縣立學校及び女學校もプラタボンダ及び他の縣に設けられた。又大工を希望する者のためプラタボンダ、ブーンソンクラーム、ナコーン・チャムバーサク、ランチヤングに大工専門の學校を設置し、

裁縫學校も開校した。
體育鍛練に關しても當局の注意があつた。少年團運動及び赤十字運動が四縣に開始された。宗教運動に關して管掌委員がランチヤング及びチャムバーサクに任命された。當局は宗教的教育を獎勵する方針の下にバーンコーグ及び新領域の各所に修養所を開いた。(同、同)

區長の再教育

バーンコーグに於て鍛成を受ける爲に國內各所より選拔された區長十名は、鍛成開始に先立つて二月二十八日午前九時四十五分内務大臣プロムヨーティ陸軍中將の案内により首相官邸を訪問した。

ビブン首相は國家の安寧のために政府の政策に則り部下の養成にあたることを強調し、國運隆昌を目指して充分なる奉仕を盡す様に區長及び區民に希望した。首相はこれを機會として村の改善費用の一部として各區長に百バーツを寄附した。(同、同)

革命記念日大赦

官報發表によればタイ國内に於ける囚人二五、六〇〇名中二四八五年度囚人大赦令により昨年革命記念日に際し、一、四二七名が大赦放免され、一七、三八五名は減刑された。放免又は

減刑された總數は一八、八二二名で、平均七五パーセントを示してゐる。(三・二、同)

農民住宅建築計畫

ビブン・ソンクラーム首相は農民のために土、乾草、竹をもつてする住民の建築計畫を實現すべき命令をバーンコーグ市に對して發した。此の住宅は價格低廉とは言へ、居間、寢室二、臺所を備へたもので、住居としては充分な大きさである。成案の上は三月五日區長鍛成會に招集される各區長に印刷物及び勸告書を配布してこれを獎勵する(同、同)

新聞日設定

去る三月六日、タイ國新聞組合實行委員會に於て官報記念日の十一月十八日を「新聞日」と決定した。又組合では組合顧問となつた宣傳局新聞部長ネート・ルリターノン氏に祝意を表明した。(三・九、同)

文化委員會決議事項

去る三月九日、ビブン首相司會の下に國民文化委員會が開催された。會議の結果、一般民衆の知識普及に備へ八百一千人の

收容力を有する講堂建築を決し、市土木局に建築設計を依頼した。

論議された第二の問題は結婚式に於ける新郎新婦の服裝の規定であった。美術局は後日開議に於て決定されるこれが草案作成の委任を受けた。又委員會は團體及び組合を統制し、規定に即ししむべ委員を任命した。全國に廣く文化を普及するため各縣にも文化委員を任命して、國民文化委員會々長と協力せしむる一方、地方に於ける女子の教養を高めるため官吏夫人中よりも委員を任命する。

日泰文化協定の祝賀式を司る委員も任命され、盛大なる計畫が考案された。

精神文化委員會の提案せる乳兒の食事指導及び兒童虐待防止の方法は満場一致で可決され、精神文化委員會はこの方法に關する議事の草案を委任された。これが完成すれば文化委員會は更に種々の規定の制定にも着手する筈である。(三・一、同)

料理改善運動

ビブン首相は健康を維持するには食物の重要なことを強調し、滋養に富む衛生的な食物獎勵のため各縣に料理競争會を組織し、これに協力する事を厚生省、婦人文化協會、宣傳局等に要望した。

手始めとして、プラナコーン及びトンブリーに於て家庭料理

食堂料理の二種に分けた料理競争が催される。賞金として一萬五千バーツが定められた。(三・一三、同)

首相厚生省へ祝辭

三月十日ビブン首相は厚生省創立第一周年記念日に際して次の祝辭を厚生大臣に贈つた。

三月十日は厚生省の記念日であります。當日は官吏一同挙つて祝賀の意を表する日であります。私は厚生省の役人でも医者でもありませんが、生來物理學を好む性質から自然に醫者の助手を務める様になつた次第であります。自分の體を注意する方法を教へてくれたのも、熱病の苦しみから救つてくれたのも醫者であります。

私ばかりでなく、私の父母、妻子供、部下、他の戰鬪員も等しく醫者の恩を受けてゐるのであります。醫者の助けなしには我々の健康を維持する事は難しいに違ひありません。我々數百萬人の中で醫者の恩恵を受けぬ者は一人もないだらうと思ひます。

佛教は心の穢れを清め、醫者は病氣を癒してくれます。大袈裟かも知れませんが醫者は佛教に次ぐ神聖なものと思ひます。我々佛教徒は魂が肉體を去らうとする時、佛陀に祈ります。そして、臨終の枕下に立つのは誰かと言へば醫者であります。臨終に瀕した大概の人は最後までしつかりと醫者の手を握つてゐるのを目撃します。

この様な慈悲深い醫者の行爲は母親の心と變らぬものであります。私自身に就いて言ひますと、兩親の記憶がいつまでも残つてゐる様に醫者に対する記憶もいつまでも残るのであります。

たま／＼今日は「母の日」であります。私は母のことを思ひ起すとともに、閣下の部下である醫者の事も思はずにはゐられません。それ故、私は故人となつた醫者、現在働いてゐられる醫者、醫學界の權威者諸氏、特に厚生大臣チヤウエンサク・ソンクラーム陸軍大佐を祝福するためにワット・ブラケオにお詣り致します。皆様が等しく榮えましてタイ族のため盡力されん事を切望致す次第であります。(三・一二、同)

爲替管理施行手續修正

三月十三日附以て、泰國銀行より指定銀行並びに輸入商に對し、輸入貨物到着前の代金送金に關する規定を修正強化する旨左の如く通告があつた。

一、送金許可ヨリ六ヶ月以内ニ貨物輸入ニ關スル證據書類ヲ提出シ得ザル時ハ右理由ヲ泰國銀行ニ説明スルト共ニ、既ニ取得シタル外貨ヲ指定銀行經由泰國銀行ニ賣戻スコトヲ要ス

二、但シ輸入者ガ該外貨ヲ他ノ輸入済ニ充當セント欲スル時ハ證據書類ヲ附シ許可申請スベシ

囚人の棉作地開墾

尙、規定中には記載していないが、特別の事情による貨物運延の場合は證據書類の提出期限の延長を許可される由で、實際問題として外貨の賣戻しは稀な見込みであるが、今回の目的は貨物輸入に托しての不正送金の取締り強化にある。(貿易統制會々報二ノ四)

女子文化審議協會役員

女子文化審議會では次の如く女子文化審議協會の役員を任命しました。

長……陸軍中佐ライアート・ビブーン・ソング・クラー
副會長……シーエ・ナ・ソン・クラー夫人
秘書……モムラーチ・チャウ・オング・スームシー・カセイ

ム

二、體育部
委員長……フーキアート・プラティープ・トーンダチニア夫人
(女子文化審議會各支部より二名の幫助委員を選出する權利を有す)

三、協會賣店部
委員長……サワイウォング・トーンダチニア夫人
(女子文化審議會各支部より二名の幫助委員を選出する權利)

三月十七日午后五時バーンコーケの傷病兵療養所に於て、藝術文化審議會委員ナーライ・チャロエーム・サウエートナンは傷病兵に對して慰問演藝として文化に關する興味ある講演をした。この講演には多數の官吏の出席を見た。

同十八日には傷病兵慰問演藝のため午后五時より療養所で王室財產管理局及びニユム・バンレーン・樂團による音樂の特別番組が行はれた。(三・二二、同)

國防省記念祭情況

四月八日は朝來の豪雨が午后になるも降り續けたが、國防省記念祭は番組通り舉行された。記念祭は午前のお佛教式典に始まり次いで午後の公式祝典が行はれて、數百名の陸海空代表者及び同省官吏が同省構内に參集した。首相ボー・ビブーン・ソンクラーム元帥は國防大臣として午後九時同省に赴いた。その際首相はソム・コープケエ・ウ・アーバコーンに彼女が最近受けた陸軍中佐の階位と徽章とを授與した。

午後の番組は運動競技会、委員の晩餐會、その他の餘興であつた。祝典は午后九時終了した。國防省記念祭に際して、首相は戦闘部隊に對し次の如きメッセージを送つた。

親愛なる將兵諸君

本日は國防省記念日に當つてゐる。同省は本日を以て論功行

賞を行ひ諸君と吾々との間に一層の結束を計る機會を與ふ可
き日となしてゐる。多數の將兵及び戰地警察官その他軍隊に
徵用されたる官吏市民は總て分散配置せられ、王國の各地方
に於てその義務を遂行しつゝある。
吾々の總てが、此等遠隔の地に行はれた記念祭及び論功行賞
を一地點に集中する事は不可能である。余が今朝六時起床し
て最初に思ひ至つたのは戦闘部隊諸君の事であつた。蓋し吾
々は距離に於て隔つてゐるにしても、吾々の心は密に結び付
いてゐるのである。余は諸君に對して余の心底より送り出た
尊敬の文を二三書いた。そして戦闘部隊將兵各員、特に今此
の瞬間にも生命を捧げる事を要求されてゐるバーヤップ部隊
に對して、その目的を達成せしむる爲に保護嚮導すべく三寶
に請ふものである。三寶が諸君を總ての危險より護られん事
を、そして諸君が常に成功を傳ん事を。
陸軍中將ウイチット・ソンクラーム、陸軍中將ウイチナ
ト・ユッタデーチヤー・カニー、陸軍少將プラシト・ユッタシン
空軍副司令官ブーン・リトタカニー、陸軍少將バイリ・ラ
ヨーデート、陸軍少將ハーン・ソンクラーム、陸軍少將チ
ューンウアンケ警察少將ラーム・インタラ、陸軍少將チナ
ト・ナクロブ、陸軍大佐クリアーン・ダートビチャイ、及び
バーヤップ扇狀區に在る最高指揮官陸軍大佐ブラン・ソンクラ
ームに對して吾々は特に敬意を表するものである。(四・九
盤谷クロニクル)

犯罪刑罰加重布告

タイ國軍最高統帥府は三月二十三日附最高軍司令官の名を以て左記の布告を發し、爾今犯罪者は從前に比し其の刑罰の加重せらるべきことを示した。

記

域内ニ居住スル者及ビ戰爭遂行中ノ爲メ軍最高司令官ノ命ニ依リ義務ヲ履行シ又ヘ義務ノ履行ヲ免セラレタル者ヲ云フ
(註、本法ニ於ケル「軍人」ナル語ハ戰時ニ在リテハ軍人刑法ヲ適用セラルヘキ者ナリ)

新設會社登録

現在「タイ」國ハ戰時下ニ在リ且戒嚴令ヲ施行シ居リ斯ル逼迫セル國內情勢ニ鑑ミ、國內裁判、審議、訴訟及調查ヲシテ情勢ニ適合セシムル爲「タイ」國全領土ヲ「タイ」軍作戰區域ニ編入シ、「タイ」國領土及「タイ」軍占領地域内ニ於テ罪ヲ犯シタルモノニ對シテハ敵前犯罪行爲ト看做シ裁判所ニ於テ嚴罰ニ處スヘシ

三月未タイ國官報公示によれば、商務省商業登錄局に登錄された會社定款の中では主なるものは、ミルク工業會社及びサーコン・カーンカー會社である。ミルク工業會社は製酪場の製品を販賣するもので、認可資本百七十萬バーツ、組織者はカモン・ナウイン海軍中將以下の諸氏である。

又サーコン・カーンカー會社は貿易業で、資本二十萬バーツ、代表者はセリリール・リングリト陸軍中將以下である。(四・一、同)

軍人刑法改正法

○佛曆二四八六年(本年)三月三十日公布

第一條 本法ハ佛曆二四八六年軍人刑法改正法ト稱ス

改ム

第二號 本法ハ官報ニ公布日ヨリ施行ス

第三條 軍人刑法第四條ニ規定セル「軍人」ノ定義ヲ左ノ如ク

「軍人」ハ平時ニ在リテハ軍法ノ權限内ニ在ル者ヲ云フ戰時

又ハ戒嚴令施行期間内ニ在リテハ作戰區域或ハ戒嚴令施行區

同品ナヤンタブリー縣商業組合では、去る一月輸入品中の食料品や其他の商品に代るべく、豊富な國內の植物及び原料から種々の製法によつて製造する様に指示した。この中には野菜、魚果物及び其他的の産物より代用食を調製することや、ゴム製品の

製法等も包含され、これ等の資源を有効に利用して速刻着手せんことを切望してゐる。

これ等の事業に從事する者は縣商業組合の協力を保證され、當局（工業振興局）との接觸を保ち得ると共に縣商業組合では生産品の賣捌方も援助することになつてゐる。一方商務省に製品見本を送り、宣傳運動をもなす手筈である。（同、同）

暴利・賣惜等の取締令

戰事下、國內治安維持のため最高本部が發表した前告示に關し勅令によつて改正を委任された軍最高司令部は、最近實施を見た二四六年軍事刑法令を改正して國民の生活必需品に對する暴利及び不良品撲滅を期する規定を發表した。この規定は四月二日以降實施される。

四月二日以降は商人である無しを問はず、暴利を貪り、不良品を賣りつけ、賣惜みをする者は死刑に處せられる。次表はそれ以上越えてはならぬ公定價格である。

薬品及化學製品

クロ、ホルム	一封度に付	三〇ペーツ
エーテル	一粒(十二管)に付	一八・ク
吐劑鹽化物	一封度に付	三〇・ク
キニーネ(粉末)	一錢に付	三〇・ク
アテブリン(錠剤)	一錢に付	一〇・サタン

葡萄糖	グルコース	一五・サターン
アーギロル	キニーネ(三、三三三瓦入)	一五・サターン
アドレナリン・ハイドロクロライド	ネオ・サルヴァルサンの如き砒素を含む注射液	一五・サターン
ドーヴァ氏錠	アスピリン	一五・サターン
蒼鉛炭酸鹽	枸橼酸鹽加里	一五・サターン

臭化加里	アスピリン	一五・サターン
葡萄糖	グルコース	一五・サターン
アーギロル	キニーネ(三、三三三瓦入)	一五・サターン
アドレナリン・ハイドロクロライド	ネオ・サルヴァルサンの如き砒素を含む注射液	一五・サターン
ドーヴァ氏錠	アスピリン	一五・サターン

千錠に付	千錠に付	一五・サターン
一千錠に付	一千錠に付	一五・サターン

千錠に付	千錠に付	一五・サターン
一千錠に付	一千錠に付	一五・サターン

一千錠に付	一千錠に付	一五・サターン

一千錠に付	一千錠に付	一五・サターン

鐵線・鍍金鐵線統制

タイ国最高司令官は四月五日附告示を以て全國の鍍鐵線及び鍍金鋼鐵線の統制を布告した。この告示によれば、第八番乃至第十六番鋼鐵線及び鍍金鋼鐵線五疋以上の所有者及び保有者は四月十日迄に保有量及び保有個所を下記役所まで書面を以て報告せねばならぬ。

バーンコーク及びトンブリー市制區内居住者は陸軍工務部へ報告し、此の範圍外居住者或ひは縣居住者は當該郡役所に報告書を提出せねばならぬ。

上記物資の販賣、消費、保有個所移轉、破壞、改變、隱匿は本告示の日附日以降禁止されてゐる。此等物資の所有者及び保有者の側で此等物資の販賣及び使用の必要ある場合には先づ陸軍工務部當局の許可を得るを要する。

四月十日以降上記物資を保有するに至つた者は三日以内に當局へ報告せねばならぬ。（四・六、盤谷クロニクル）

遣日學生決定

昨年一月締結された日タイ交換學生の取極めにより今回タイ側の遣日學生三名が決定、三月十七日發表された。

△醫學士 ドスイット・チヨチナン
△工學士 オバット・ラートブル
△理學士 ブラチュム・ラセトソホン

タイ國關係雑誌記事

本協会調査部編

十二月（つとぎ）

- 泰國で拾つた話 富士 貞吉 進歩
- 躍進途上にあるタイ國の教育 原田 種雄 興亞教育
- 實際に見て來たタイ國の教育 星田 晋五 同 同
- コマントラ書記官に泰の教育事情を聽く 同 同
- タイ國に於ける文化運動 阿部 勇吉 同
- 一月（つとぎ）
- 泰國に於ける工業の現狀 興亞經濟
- 泰の資源 南支南洋時報
- 泰國の貨幣制度（上） 松尾 弘 南方經濟
- 泰國洪水概況 合拓情報
- 泰國で拾つた話（二） 富士 貞吉 進歩
- 泰國的戰時經濟建設 何之 新亞

泰の資源

- タイ國の華僑（一）ランドン
- 泰國の交通構造（下）藤野 義明 史林
- 日泰兩國の文化 柳澤 健（七）刊朝日
- 南方農業の一理論 西村 勝彦 大東亞資源
- 泰國の政治組織 家水 正章 外交評論
- 泰國經濟概況
- 泰國の交通（附通信）大阪商工會議所月報
- 南方地域文獻資料目錄（1.タイ國の部）南方資料館報
- タイ國皇室の御紋章 同
- タイ民族

二月（つとぎ）

- タイ國經濟概況 海外經濟事情
- 日本語教授三ヶ月泰國招待學生の學習狀況 清野謙六郎 同
- 日本語地圖（泰國） 同
- タイ政治建設當面の課題 國際學友會 日本語
- 日タイ文化協定成立に就て 同 同
- 日泰交渉の史的研究 村上直次郎 同
- 泰の古代佛像美術 川島理一郎 同
- タイ國關係文獻展望 富原 武雄 同
- 泰國點描（一四） 山縣三千雄 同
- 泰國點描（一四） 同
- 日泰血盟の日 大山 周三 貿易統制會々報
- 泰國產業概觀（五）水產業の部 地學雜誌
- 泰國の護謨 土居 清美 南方
- 南方共榮圈の地政學（四） 大日本佛教會
- 日泰親善佛教大會號（政教新論三十卷三號） 市原 勇吉 交易
- 泰國盛谷の近況（第三報） 同
- タイ國最近の經濟情勢・市況・製紙業・官營法實施 星野 泰吉 南方情勢
- 盤谷紡布市況 木村 三郎 新東亞經濟
- 泰國統制會新加入商社に就て 江尻英太郎 同
- タイ經濟二十年 岡崎 文勵
- 南方翔破萬里（繪と文） 村上 募 南方

三月（つとぎ）

- 馬來及泰國の自動車事情 清野謙六郎 同
- 日本語教授三ヶ月泰國招待學生の學習狀況 同
- 南方諸地域の財政を見る（タイ國） 同
- 泰國產業概觀（六）工業の部 同 同
- 泰國華僑教育三十年史 大山 周三 貿易統制會
- タイの藝術を見る 真倉 民彦 南支南洋研究
- タイの藝術を見る 三島 通陽 皇道世界
- Premier Phibun, Nippon Times Weekly, Vol. XIV, No. 17
- タイの女性點描 星野 泰吉 南方情勢
- 日泰間の交易機構の現狀 木村 三郎 新東亞經濟
- 泰國經濟の進展 江尻英太郎 同
- タイ史話（フォールコンとその妻）（二三） 郡司 喜一 新亞細亞
- タイ小説瑪瓈の臉譜（ウエーターン） 渡邊 知雄 興亞教育
- 泰民族教育の基礎理論 越智 元治 經濟山口高商東亞研究
- 泰國の米作事情 村上 募 南方
- 共榮圈圖書・タイ國農村經濟に科學のメス 方

四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

太
平
洋
同
經
濟
月
交
易
同
南
洋
農
業
研
究
會
々
報

日本讀書新聞（廿九日）
同
南
方
翔
破
萬
里
（繪
と
文）

○在泰帝國大使館の擴充

大東亞省では支那及び南方に於ける事態の推移に即應して、領事館の新設、分館出張所の昇格、その他人員の増加など在外公館の擴充強化を行ふこととなり、三月三十一日これが關係勅令を公布、四月一日人事發令とともに實施されるが、この内タイ國大使館に關する分左の如し。

一、在泰國大使館の擴充 官房（四課）總務局（五課）經濟局（五課）の新しき編成の下に電信、政務、產業、交通等の諸部門における陣容を増加する。（三・三一、朝日）

○ワ殿下御曹子學習院進學

昭和十五年暮タイ國使節として來朝したワンワイ・ワラワン殿下的御子ウイダン・ワラワン君（二一）がバンヤルンシン新聞協會長の令息アラサット・バンヤルシン君（二〇）と共に學習院高等科聽講生として四月一日入學を許可された。兩君ともタイ國名門の生れ、日本の公達と親しく交はつてゆく。

は東亞を背負ふ外交官として活躍しようと昨年四月憧れの日本へやつて來た。爾來國際學友會で日本語の基礎的練習を受けて來たが、日本精神の神隨を體得するには純日本風の家庭で嚴格な鍛成を受けなければといふ父ワラワン殿下的希望により兩君は東京市四谷區荒木町二七鈴木龜壽氏に預けられみつちり教育されることとなつた。（三・三一、毎日）

○泰の文學者大會參加

大東亞共榮圈の文化確立をめざす大日本文學報國會主催の第一回大東亞文學者大會は、昨秋開催されて多大の効果を收めたが、決戰下さらに入學提携を深めるため、經費十萬圓をもつて今年もその第二回大會が十月初旬を期して東京に開かれる。今年もその第二回大會が十月初旬を期して東京に開かれたことになつた。今回は滿洲、中華民國のほかに新たに佛印、泰國の文學者も参加し、さらにわが軍政下にあるフイリッピン、インドネシア、マライ、ビルマからも參會する筈で、その説衡は大東亞各國を通じて相手國政府に委嘱することになつた。（四・一、朝日）

○三井タイ室財團法人に

昭和十年日泰兩國提携の架橋として創設された三井タイ室は三月二十七日大東亞大臣から財團法人としての認可が下りたので、今後は「財團法人タイ室東京事務局」と改稱、その陣容も從來の同室長宮原武雄氏が理事長に就任、顧問に池田権密顧問官、原権府議長、結城日銀總裁、廣田弘毅の諸氏を迎へて整備強化をはかる。（四・三、日本産業）

○共榮圈資源目錄集錄

わが大東亞共榮圈の資源に關する虎の巻のひとつ、「東亞共榮圈資源科文獻目錄」が文部省資源科學研究所の手ででき上つた。これは昭和十五年までに著作され出版されたあらゆる論文、文献を各地別に抜萃集録したもの、植物、動物、礦物、考古、地理、地質、人類の各部に分つて、まづ上梓されたのはフイリッピン、ニューギニア、佛印、タイの四編で、十八年度いっぱいマライ、蘭印、オーストラリア、インドの四編を完成する。（四・三、朝日）

○泰國大使歸任挨拶午餐會

三月末歸任したタイ國駐日大使ディレック・チャイヤナーム氏は歸任の挨拶かたがた青木大東亞大臣を中心にして、四月七日正

午から日黒區駒場の同大使官邸で午餐會を催した。青木大東亞相夫妻、山本次官夫妻、水野南方事務局長夫妻等を迎へて、デイレック大使夫人心盡しのタイ料理を賞味しつゝなごもかな一時を過ごした。（四・八、毎日）

○泰・佛印國境大道路開通

佛印未開發の秘境ナオスと交趾支那平野とを結び、佛印、泰新國境線メコン河に沿ふ全長千六百軒の植民地第十三號道路中工事未完成のタケク、バクサム間百二十五軒にわたる建設工事はこの程完了、四月九日午後ドクーフ印總督以下關係者出席の上バクサムに於て盛大な開通式を行つた。本十三號道路は廣西國境から泰國國境に至るマンダリン・ルートと稱される第一號路（全長約一千四百軒）に次ぐ大動脈路である。（四・一〇、サイゴン發同期）

○シヤン地方泰軍奮鬪

日泰共同作戰軍發表（四月十日二十二時）
一、シャンステートの敵主力を掃蕩したる泰軍は同地方哨戒中の敵と屢々衝突をなしたるが、総度敵に大損害を與へてこれを擊退するに成功せり。
一、三月三十一日泰軍偵察隊はナシヤン東方地點において約一個中隊の敵と遭遇、戰闘は數時間以上繼續せり、敵は多數の

死體を遺棄して遁走、泰軍は輕傷四名を出せり。(四・一〇、
バーンコーケー發朝日)

○泰・佛印親善氣運醸成

タイ、佛印間の關係は最近漸次親善化するに至り、ドクー佛印總督の施政演説にも見られるが、平穏そのものであり、さらにつれが進展して兩國國境非武裝地帶の設定の意向さへ一部に論議されるに至つてゐる。これについてタイ側としては國內不足物資を佛印側から輸入、また佛印側の欲する物資の輸出など物資交換の經濟關係妥結を要望されるに至つてゐる。この動向を暗示するものとして、ハノイ來訪中の駐泰佛國代理公使ガスアン氏が、主にタイ在留佛印人の便宜のためといふ名目ではあるが、タイ、佛印間に物資交換の提案を持參、ドクー總督に對して交換物資の表を提出、その實現を要望した。もちろんこれは佛印、タイ國間における交易の再開といふ如きものでなく日常必需品の交換の程度を目標としてゐる。(四・一〇、ハノイ發朝日)

○泰國駐日商務官任命

タイ國政府は四月十三日モンチャオ・プラス・スクサワット氏を駐日大使館の商務官兼財務官に任命した旨發表した(四・一四、バーンコーケー發同盟)

昨年十二月締結された日タイ文化協定に基いてバーンコーケー藩在中の柳澤健氏がタイ國政府と折衝の結果、日泰文化會館が決定した。同會館は純日本風の建築にタイの様式を加へ、大講堂、映寫室、演奏室のほかにわが躍進生産陣を目に瞭然たらしめる産業館や日本人の生活を眼の邊りに見せる和室、柔劍道や弓道をみせる體育館が建てられ、さらに大運動場も設けられる敷地面積は一萬五千坪以上に上り、竣工の際には南方第一の日本文化殿堂として威容を誇るものと期待される。

またビブン首相の首唱による大圖書館も大體兩國の協力の下にバーンコーケーに建てられる筈である。(四・一五、バーンコーケー發朝日)

○泰國無任所大臣辭任

チアム・アトック・テワデ空軍少將は攝政府に無任所大臣の辭表を提出中であつたが、四月十四日附をもつてこれを許可された。同少將は無任所大臣として産業省副大臣の地位にあつたが義にクリ少佐が同省副大臣に任命されたので、今回無任所大臣を辭し、本職たる空軍最高指揮官の職に專念することとなつた(四・一六、バーンコーケー發日本產業)

○青木大東亞大臣南方視察

青木大東亞相は今回南方諸地域を視察することになり、四月十六日前八時東京發南下の途についた。限られた時日内に出来るだけ廣く南支、佛印、タイその他南方諸地域を巡視し、大東亞共榮圈の實情を眞ざに視察、かつ各方面首腦部並にわが軍政の出席當局と會談し、十分なる意見交換を行ふ意向である。

なほ大東亞省より今井參事官(陸軍少將)、總務局青木經濟課長、南方事務局萩原政務課長、谷岡調査官(海軍少佐)渡邊秘書の五氏が隨行した。(四・一七、朝日)

○伊勢崎銘仙南方に新發展

伊勢崎銘仙が大東亞共榮圈へ進出、南の國との親善に一役果す——群馬縣伊勢崎市榮町藤生丑一郎氏は向ふ三ヶ年の計畫で伊勢崎織物產地を代表して佛印のサイゴン、ハノイ、泰のバンコーケー等で東亞貿易公司と連絡をとり、原住民の有する六萬臺の手機を使用して伊勢崎銘仙の製織を行ふことになり、その準備のため此程佛印に向つて出發した。(四・二〇、日本產業)

○青木大東亞相、泰首相會見

四月二十二日朝バーンコーケー郊外ドンムアン飛行場に到着し

青木大東亞相は四月二十五日朝離泰したが同日午前八時次の如き日泰共同コンミッショニケを發表した。

青木大臣は四月二十二日以來バーンコーケーにおいてビブン總理大臣並にウイチャット外務大臣と數次會談し、世界全般の情勢を檢討した結果、決戰に対する必勝の信念と共同の運命に立つ兩國の結束を再確認し戰爭完遂及び大東亞建設のため共同にとるべき方針を再完全なる意見の一一致をみたり。(四・二五、バーンコーケー發朝日)

○タイ農村共同組合數激増

一九一七年の洪水を契機に誕生した信用組合を中心として、タイ國の經濟自主權回復運動は、農村においては各種共同組合の設立となつて華僑よりの商權回收、民族資本の蓄積を目標に毎年累増の情勢があつたが、一九三一年末僅か百五十に過ぎなかつた組合數が、四月二十八日政府發表によれば、昨年末總數

三千五百三十二組合と前年に比し五百の増加を示した。(四・二
九・バーンコーケー發毎日)

○泰國クロアチアを承認

クロアチア國外相ミレ・ブダリ博士は五月一日泰國がクロアチアを正式に承認するに至つた旨次の如き電報を泰國政府より接受したと發表した。

泰國はクロアチア獨立國に對する友好の證左として同國を正式に承認し公式外交關係を樹立することに決定した。(五・一
アグラム發同盟)

○プラタボンに帝國領事館

帝國の在外公館擴充方針に基き新設されることになつたタイ國プラタボン領事館は、開設準備整ひ、いよいよ開館することになり、この旨五月三日附官報で告示された。なほ領事事務は差當り渡邊植三郎副領事が代行する。(五・四、毎日)

○泰國大使館邸移轉

大使館から正式にタイ側に手交され、罹災民への分配乃至は所要品購入に當てるやう申し入れ、これに對しヴィジット外相はこのほど坪上大使宛てタイ國政府の深謝の意を寄せて來た。タイ國民は心からの感謝を捧げてゐる。(五・六、バーンコーケー發同盟)

○泰國第一回戰爭公債發行

泰國政府は戰時財政確立を目的とする第一回戰爭公債三千萬バーツを發行すると、五月九日夜ラジオをもつて公表した。最近における銀行預金、郵便貯金など民間における貯蓄の飛躍的増強に鑑み、大衆的色彩を多分におびた三分利付戰爭公債を始めて發行するに至つたもので、五十、百、一千、一万、二万の規數種類があり、八年後には金塊十五グラムが八十六バーツの規準で元利決済を行ひ、もし金の價格が低落した場合には他の泰國通貨で支拂はれることになつてゐる。民間資金を吸收することによつてインフレ防止を行ふとともに、華僑の送金を抑制せんとするもので、各方面から注目されてゐるが、これと同時に泰國政府は十一日より一齊に四割程度の煙草の値上げを行ひ、もつて政府歳入を補填すると共に購買力の吸收を行ふこととなつた。(五・一〇、バーンコーケー發朝日)

○財團法人日泰學院開校

○日本文學を南方に紹介

の大使館に相應はしい洋風の堂々たる構へである。(五・五、朝日)
尙ほ新大使官邸内に將來大使館廳舍も新築される豫定である

○泰國・通貨國外持出嚴禁

泰國政府は銀貨ニッケル貨などの鑄直し、隠匿を防止するため五月四日附官報をもつて通貨法の改正を行ひ、即日これを實施した。右改正法によれば銀貨、ニッケル貨などを改鑄することで、並にこれらを必要以上に所持したり國外に持出すことが嚴禁され、また商人など產業に携はるものは銀貨、ニッケル貨三十分まで、一般人は十バーツ以内に限つてその所有が許され、それ以上の場合は沒收されることになつてゐる。(五・五、バーンコーケー發朝日)

○泰水害救恤物資引渡完了

昨秋タイ國の大水害にわが政府は見舞として五百萬圓に相當する救恤物資を送ることとし、爾來日本内地からは衣料、綿製品、マツチ、茶、石鹼等總額二百萬圓を、ついでその後占領地からは約百萬圓に上の砂糖その他を送り、更に百萬圓に上の綿製品等を現地において調辦し、合計四百萬圓に上の贈物は、去る四月上旬を以て全部タイ側に引渡し終つたが、殘額の百餘萬圓は輸送の關係から現金を以て贈ることとなり、さきにわが

この程新たに大東亞省の外郭團體となつた財團法人(認可申請中)日泰學院の手により、東京市世田谷區に百六十名收容の日泰學院が建設され、六月末泰國學生と大東亞省の意向を體してわが國の勝れた學生若干名を收容し開院される運びとなつた。同學院では先づ泰國留學生のために全寮生の學園の建設を企圖し、昨年四月世田谷區北澤二丁目に敷地約四千坪を入手、總工費四十萬圓をもつて百六十名收容の本館及び寮(木筋二階建、延八百坪)の建築に着手、六月末には完成をみる筈だが、教室は二部屋で、圖書室、衛生室、食堂、娛樂室、浴場のほか庭園、庭球コート、タクロウ(泰國の運動)場など完備して居り、入院者はすべてベット附の個室が與へられる。初代日泰學院長林銑十郎大將のあとを受けて、院長には嘗て泰國に特派大使たりし國際學友會專務理事の矢田部保吉氏が就任、顧問並に學監としては金雞學院の安岡正篤氏が當ることとなり、理事長は白上祐吉氏と決定した。(五・一〇、東京新聞)

泰國佛僧徒協議會々長逝去
月十日午後八時三十分逝去した。享年六十二。(五・一、バーンコーケー發同盟)

日本文學報國會では大東亞共榮圈各國を對照とする「日本文學選」および「日本文學史」を上梓し、アジア民族の文學を通じての正しい日本精神の把握を期することとなつた。前者は明治以降の近代文學代表作を獨、伊、佛、英、華、タイ、マライの七箇國語に翻譯して各國へ送るのである。後者は先づ英語版を完成して、必要に應じ各國版に翻譯する筈である。(五・一三)

(朝日)

○泰滿ラジオ交換放送

泰國と滿州國の友好關係を促進するため、かねて進捗中の満泰國際放送協定は近くバーンコーケに於て調印をみることとなりたが、泰國側では五月二十日前十時より約一時間にわたりチジオバーンコーケより初の試験放送を行ふが、滿洲國よりの對泰放送は既に好成績裡に試験済みである。(五・一九、新京發同盟)

○正金銀行機構擴大

横濱正金銀行では大東亞戰爭勃發後南方方面へ支店、出張所五十六箇所を新設したが、右業務網の激變に對處し、内部機構の改革を斷行することに決定、六月一日より實施することになった。新機構は從來の八部三課を十部一室として、總務、業務、業務、業務、同年三月參本附シヤム國へ出張、同年四月シヤム國公使館附武官、同十一月八陸大兵學教官、同十二年十二月參本附、同十三年一月歐洲へ出張、同十六年七月砲兵聯隊長、同年十一月南方兵團幕僚、同十七年二月泰國大使官附武官兼務、同年四月泰國大使館附武官、同十八年一月南方兵團幕僚長、泰國大使館附兼務、同年三月參本附を歴任した。(五・二三、朝日)

協會記事

○水野南方事務局長講演會

四月二十日午後三時より霞山會館に於て本協會主催講演會開催、水野大東亞省南方事務局長は「最近に於けるタイ國事情に就て」と題して有益なる講演を試みたが、聽衆百餘名に上り盛會であつた。

○泰國要人、記者招待會

本協會は第二回東亞醫學大會に出席のため來朝中のタイ國厚生省衛生局長サワット・デーランサワーン博士一行三氏並に特派員として同じく來朝中のタイ國新聞シーカルンガ紙記者キラント・ブーラナシルビン並にニコーン紙記者プロット・ブティナントの兩氏等を五月十二日午後零時半華族會館に招待、協會側より役員幹部出席、歡迎午餐會を開いた。

○理事會並に評議員會開催

五月二十七日午後零時半より華族會館に於て本協會理事會を

引續いて評議員會を開催、諸般の會務を附議した。

○共催後援二件

興亞教育事業團體協力會並に興亞文化事業團體協力會共同主催で、五月二十二日午後二時より青山根津美術館に於て「大東亞留日學生懇親會」を開催したが、本協會も協賛團體の一としてこれに參畫斡旋した。

また五月十九日午後一時より日比谷公會堂に於て舉行された國際佛教協會主催の第三回南方佛陀祭に對しても、本協會はこれが後援團體として助力斡旋した。

○役員の異動

一、理事兼評議員岡部長景子は今般辭任せらる。
一、水野大東亞省南方事務局長、煽情報局第三部長及柳澤日泰文化會館長は夫々本會理事に就任せらる。

○會員の異動

一、左記二名新に入會せらる。

通常會員 山本快龍殿（東京）東大文學部講師

一、左記一名退會せらる。

通常會員 守屋精爾殿 昭和十八年五月二十日逝去

○會員の消息

△三島通陽子（常務理事）五月十二日翼政會役員に就任さる。

△岡部長景子（理事）四月二十三日文部大臣に就任さる。

△故守屋精爾陸軍中將（通常會員）永年日タイ親善に貢献をされた守屋少將は、大東亞戰爭勃発直後南方派遣軍の某要職にあり、更にタイ國在勤帝國大使館付武官として活躍中病を得て二月内地に歸還。陸軍々醫學校に入院中去る五月二十日遂に戰病死され、翌二十一日、中將に進級の自陸軍省より發表された。葬儀は二十二日午後一時より青山斎場にて佛式により執行、協會よりは矢田部理事長參列燒香された。

○寄圖書

左記の如く各々御寄贈を賜り厚く御禮申上げます。

單行書籍

一、新亞細亞叢書■南方民族運動（大和書店刊）

一部 满鐵東亞經濟調查局

一、福建華僑の溪金

記念圖書館報（小村侯記念圖書館）二四、二五號■國際月報（情報局第三課第二部）二六、二七號■國際事情（同）二九號■調查報（日本與美銀行調查部）三號■與亞週報 大日本興亞同正孝

正孝）一部關西學院大學商經濟部產業研究所（支那西北ルート概觀一部東洋協會調查部）■橫濱商工會議所統計年報（昭和十七年）一部横濱商工會議所（新亞細亞（滿鐵東亞經濟調查所）五卷三、四、五號■南洋（南洋協會）二九卷三、四號■太平洋（太平洋協會）六卷四、五號■興亞（大日本興亞同盟）四卷三、四、五號■南方（南支調查）五卷三、四號■東亞經濟月報（山崎經濟研究會）八卷四、五號■南洋栽培協會々報（南洋栽培協會）一七卷三號■貿易統制會々報（貿易統制會）二卷三、四號■地政學（日本本地政學協會）二卷三、四號■比律賓情報（比律賓協會）六九、七〇、七一號■海を越え（日本拓殖協會）六四號■南進（南進社）八卷四、五號■南方情勢（南進社）七八、七九號■支那（東亞同文會）三四卷四、五號■有終（海軍有終會）三十卷四、五號■海（大阪商船）十卷三、四號■觀光（日本觀光聯盟）三卷三號■國際文化（國際文化振興會）四四號■皇道世界（海外之日本社）十七卷三、四號■東亞文化圈（青年文化協會）二卷四、五號■交易（横濱貿易協會）二四七、八號■經濟叢刊（華興商業銀行）臨時號、三卷十二號四卷一號■物價協力時報（中央物價協力會議）四年三、四號■台灣金融經濟月報（台灣銀行調查部）一六〇號

▲地學雜誌（東京地學協會）五五年六四九、六五〇號■小村侯

一、馬來語大辭典（武富正一著）一部旺文社

一、東亞大觀（二六〇三年版）一日英文

一部 日本郵船株式會社

一部 满鐵東亞經濟調查局

一部 新亞細亞叢書■西南亞細亞の歴史と文化（大和書店刊）

一部 同

一部 府立東京商工獎勵館

一部 同

一部 東亞研究所資料課

一部 日本貿易振興株式會社企畫部

一部 社企畫部

一部 查會計檢查院長官房調査科

一部 同

一部 泰文日本の學校案内（十八・十二）一部同■英泰文泰國電氣工業十六・十一）一部同■英泰文日本佛教（十六・五）一部同■日本人と佛教一部同■The Thailand Research Society

一部同■泰文日本の學校案内（十八・十二）一部同■英泰文泰國電氣工業十六・十一）一部同■英泰文日本佛教（十六・五）一部同■日本人と佛教一部同■The Thailand Research Society

Bangkok, Agenda for The Annual General Meeting and Statement of the Financial Condition of the Society (1924) 一部同協會■Connaissance du Japon (日本の認識) 一部國際文

一部 同

○購入圖書

and Antonyms for Linguists (English-Siamese).

一、南方經濟資源總覽（第十二卷オーストラリヤ、ニュージーランドの經濟資源—金子麿之助、清川正二著）

- ラ・ンムの經濟資源—金子騰之助、清川正二著)

○「農村調査とその方法」(杉野忠夫著) 一部 東亞政經社

○「小乘佛教思想論」(木村泰賢全集) 一部 地人書館

○「白象の國タイ—その歴史と全貌」(櫻井芳樹著) 一部 明治書院

○「泰國と日本文化」(柳澤健著) 一部 研進社

○Phya Kalyan Maitri; Siam, Treaties With Foreign Powers 1920—1927, 1928.

○B. O. Cartwright B. A.; The Student's Manual of the Siamese Language, 1929.

○G. M. B. Gaudart; Thai Self-taught, 1940.

○Luang Riem Virabhadkaya; Dictionnaire Francais-sis, 1924.

○M. L. Manich Jumsai; English-Thai Pocket Dictionary, 1942.

○Petit Manuel; English-French-Siamese Handbook, 1937.

○Savadi Srinagar; The Student's Dictionary of Synonyms

(貿易團法人日本外國協會
總裁及役員並職員

同同同同同同同同同同同同評議員事

伯子爵
文學博士
倉黑南鶴高加加河川德細犬伊井藤門水北酒齊淺船
田田條見補藤井村川川丸東上山野島井藤野愛重伊
猛長金吉次泰太彌國護徹雅一九郎忠多良普音一雄
郎清敬雄郎通郎八博順立三三九郎郎郎郎正次一雄

同屬同同同同同同同同同同同同同同同同
調查部職員
タイ國學生會館學政事
託

大山岡渡小椋江今星高田遠關三北櫻佐安出櫻江二矢
山口本邊池島尻井田久中山屋島島井藤住淵並荒口伊
周一大嘉康輝太泰晉正正貞兵兵部芳勝定充芳保
三武子子子夫郎三五義夫峻郎陽一郎郎造條吉

編輯後記

むしろ根本問題として、この熱情を示す
タイ國指導者の達眼に敬服せざるを得な

昭和十八年六

十八日印刷納去

今日のタイ國ほど、文化運動に異常な熱意を示してゐる國はあるまい。それは

國民文化法の制定や國民文化院の設置に現はれたばかりでなく、直接眼に映する文化運動の具象ともいふべきものが、パンコーケあたりの街頭にも至る所溢れてゐるといはれる。たとへば服装改善運動にしても青年團員が毎日自轉車を駆って、通行人の服装検査をしたり、婦人が帽子を冠らないで歩いてゐて、その父親が兎官になつたといふやうな話は、世界に餘り多く類例をもたない。この一事をみても、タイ國の文化運動が如何に眞面目熱烈なものであるか想像できやう。

戰ひつゝあるタイ國は、軍事は勿論、
政治にも經濟にも今や多忙の極である。
斯かる多忙さの中にあつて、比較的不急
なるかの如く誤認されやすい文化問題を

本號には二人の新しい筆者が登場されたり。たゞ「タイ民族の造形文化」の譯者勝見泰氏と、「日本新聞記者から観たビアン首相」と「バホン大將」の筆者増田壽郎氏である。勝見氏は商工省工藝指導所の監督部主任として専ら南方藝術の研究に當つて居たが、その間で、記事は今後數回にわたつて連載される人で、記事は朝日新聞記者として同地に在任、昨年末歸朝さるゝ人、本協會の會員である。

編 輯 人 遠 山 峻
發行兼 東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地
印 刷 人 河 田 保 治
印 刷 所 明立印刷株式會社
(東東一二二)

十七世紀に於ける日泰關係

郡司喜一著 日本夕イ協會刊

日本夕イ協會刊

送定地
三拾四
十
錢圓葉

十七世紀に於ける日泰關係

第一章 緒言

第三章 本邦の概観 十七世紀を中心とする泰國の外國關係概觀

第四章 僕冠、御朱印船及邦人の平和的海外發展

第五章 日泰國交
第六章 邦人の泰渡航及在留
第七章 山田長政

附錄 第八章 日泰貿易

二 一 泰國王族制度の研究

四 泰國の奴隸階級制度
五 泰に關する支那古文書の記事

は深國の「認義史關係」に淵源をなものになることをこの際吾等が、
是國の「泰國關係」に於ては今回日本會が最も行はる「一千七百重紀」に於
て本書を成して販賣する事無く、著者等は廣司内外に於ては先づ書籍に領事とし
て本書を宣傳せしる。眞學務の餘暇に暇ひ徒然である。以て本書の沙汰は、

1

五
泰二關す乞那古文書

四 泰國の奴隸階級制度

三泰國官位

二 泰國王族制度の研究

アユチヤ王朝時代

王明詩集二

球

草日泰貿易

草山田長政

支那人の泰國船及在留

番一三八四一京東替振
番六五六二座銀話電 會協イタ本日 關ヶ霞區町麪市京東
内館會山霞四ノ三

